

# 小矢部市男女共同参画プラン(第2次)

～ 自分らしく とともに歩む まちづくり ～



富山県 お や べ し 小矢部市

平成25年3月



## は じ め に

男女共同参画社会は、男性、女性が性別に関係なく、社会を構成する対等なメンバーとして互いに認め合い、仕事、家庭、地域などあらゆる分野において参画する機会を平等に有し、喜びも責任もともに分かち合う社会です。

わが国では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけ、少子化やワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的な議論や取組を展開しています。

小矢部市においても、平成 15 年 3 月に「小矢部市男女共同参画プラン」を策定し、「女（ひと）と男（ひと）が輝く豊かなまち おやべ」を目指して様々な取組を進めています。また、平成 21 年 3 月に策定しました第 6 次小矢部市総合計画でも、「魅力・安心・充実 おやべ」の実現を目指し、基本目標「市民がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち」の中で、「男女共同参画社会の推進」を位置づけ、諸施策を実施しているところです。

今回、「小矢部市男女共同参画プラン」の計画期間が終了するのに際し、これまでの家庭・職場等における男女共同参画に関する市民の皆様の意識や男女不平等、男女の社会参画の実態、計画の推進状況や社会経済の動向などを踏まえ、「小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）～自分らしく ともに歩む まちづくり～」としてとりまとめました。

新しいプランでは、「この計画の目指す男女共同参画社会の姿」を実現するために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と子育て支援・介護支援の施策との連携」や「男性、子どもにとっての男女共同参画」など、今後より一層の取組が求められている分野に対し重点的に取り組みます。

終わりに、本プランの策定にあたり、市民の皆様には、アンケートなどにより貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、ご意見やご協力をいただきました小矢部市男女共同参画推進協議会委員や小矢部市男女共同参画推進員を始め、関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月



小矢部市長 桜井 森夫

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の構成・期間と位置づけ	2
(1)	計画の構成・期間	2
(2)	計画の位置づけ	2
3	計画策定の背景	3
(1)	男女を取り巻く環境の変化	3
(2)	小矢部市の現況	8
(3)	世界・国・県・小矢部市の動き	12

## 第2章 計画の基本的考え方

1	基本理念	16
2	基本目標	17
3	特に重要な視点	18
4	この計画の目指す男女共同参画社会の姿	20

## 第3章 計画の内容（実施計画）

1	体系図	21
2	目標別計画	23
	基本目標Ⅰ 自分らしさを尊重する意識・風土づくり	23
	重点課題(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	24
	重点課題(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習 の充実	27
	重点課題(3) 意識改革への市民参画の推進	30
	基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	32
	重点課題(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	33
	重点課題(2) 女性の人材育成	36
	基本目標Ⅲ 人権を擁護するしくみづくり	38
	重点課題(1) 男女の人権尊重	39
	重点課題(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	41
	重点課題(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援	43

基本目標Ⅳ 男女の自立を促す環境づくり	4 6
重点課題(1) 家庭での男女共同参画の推進	4 7
重点課題(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進	5 3
重点課題(3) 地域での男女共同参画の推進	5 7
重点課題(4) 国際社会における理解と協調	6 0
基本目標Ⅴ プランの推進	6 1
重点課題(1) 推進体制づくり	6 2
重点課題(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立	6 4
重点課題(3) プランの周知及び調査・研究	6 5
成果指標一覧	6 6

## 資料編

・小矢部市男女共同参画プラン策定体制	6 7
・小矢部市男女共同参画推進協議会設置要綱	6 8
・小矢部市男女共同参画推進協議会委員名簿	6 9
・小矢部市男女共同参画推進協議会経過一覧	7 0
・小矢部市男女共同参画プラン推進委員会設置規程	7 1
・小矢部市男女共同参画プラン推進委員会委員名簿	7 2
・小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会名簿	7 2
・小矢部市男女共同参画プラン推進委員会経過一覧	7 3
・男女共同参画社会基本法	7 6
・富山県男女共同参画推進条例	7 9
・男女共同参画に関するアンケート調査結果	8 1





# 第 1 章



## 第1章

## 計画策定にあたって

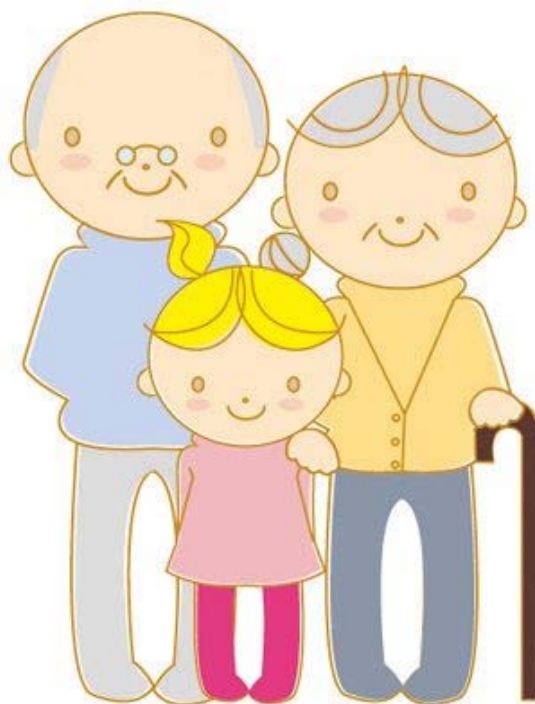
## 1. 計画策定の趣旨

小矢部市では、平成15年(2003年)3月に「小矢部市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や施策の方向性を定め、各種施策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

この結果、男女共同参画は、地域や家庭などにおいて、着実に進展しています。しかしながら、小矢部市においては、女性の就業者の割合は高いものの、性別による役割分担意識(固定的性別役割分担意識)が根強く残っていることや政策・方針決定過程などへの女性の参画が進んでいないこと、さらに、今までは表面化されなかった配偶者やパートナーからの暴力など新たな問題も顕在化しています。

こうした課題や急速に進行している少子高齢化などの社会情勢の変化に対応していくためには、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、対等な構成員として、力を合わせ、責任を担いながら、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このようなことから、「小矢部市男女共同参画プラン」の成果や問題点等をふまえ、新たな課題や取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、「小矢部市男女共同参画推進プラン(第2次)」を策定するものです。





## 2. 計画の構成・期間と位置づけ

### (1) 計画の構成・期間

この計画は、「基本理念」に基づき、「基本目標」を定めます。基本目標の推進を図る「目標別計画」においては、それぞれに「重点課題」を示し、その対応策としての「施策の方向」と「具体的施策」を掲げます。

この計画は、平成25年度から平成34年度までの10ヶ年を計画期間とします。実施計画については、取組の主体等を示すとともに、平成29年度末までを前期とする「成果指標」を示します。

なお、計画の推進状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。



### (2) 計画の位置づけ

男女共同参画社会の推進は、「第6次小矢部市総合計画」（以下総合計画）に基づいて取り組むものであり、総合計画においては、基本目標「市民がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち」の中で、「男女共同参画社会の推進」を位置づけ、「女（ひと）と男（ひと）がともに尊重し合い、生き生きと生活できる社会を目指す」ことが示されています。

また、本プランは、総合計画に掲げられている関連施策を、男女共同参画の視点から再構成するものであり、その整合性に配慮するとともに、その取組の充実を図ろうとするものです。



### 3. 計画策定の背景

#### (1) 男女を取り巻く環境の変化

##### 1) 少子高齢化の進展

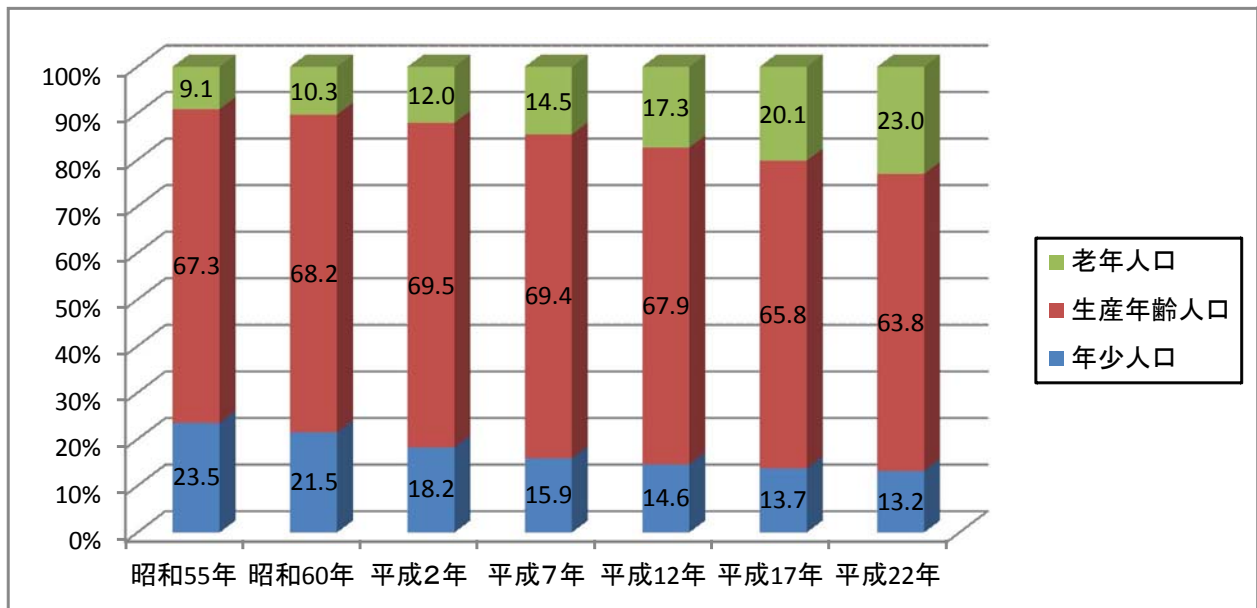
日本の人口に占める高齢者の割合は年々増加を続けており、老年人口率(65歳以上の人口割合)は昭和55年に9.1%であったものが、平成22年では23.0%となり、一方、年少人口率(14歳以下の人口割合)は昭和55年に23.5%であったものが、平成22年には13.2%に減少しています。

また、合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数)については、若干増加しているものの人口維持の目安とされる2.08にはほど遠い状況です。

このように老年人口率が年少人口率を上回る傾向が続くと予測されることから、少子高齢化はますます進行すると考えられます。

こうした少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口率(15歳以上64歳以下の人口割合)は今後とも減少し続けると予測され、社会的扶養や介護などにかかる負担の増大が懸念されます。

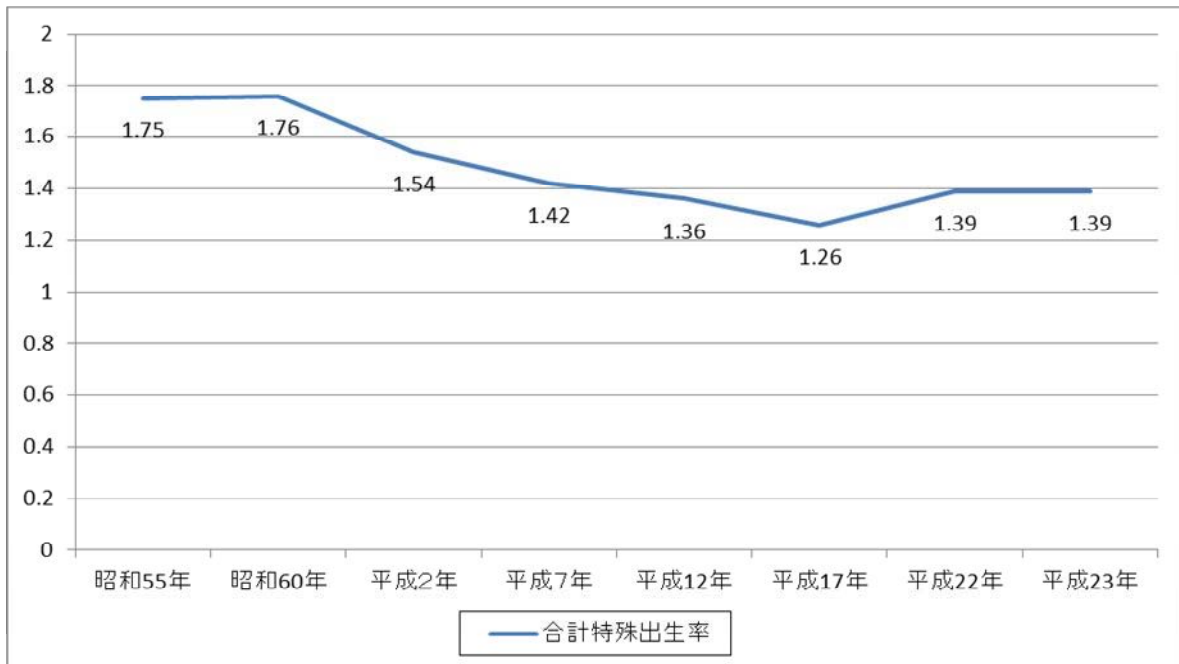
わが国の年齢別人口の推移



注) 年少人口: 0~14歳人口 生産年齢人口: 15~64歳人口 老年人口: 65歳以上人口

※資料: 総務省「国勢調査」

わが国の合計特殊出生率の推移



※資料：厚生労働省「人口動態調査」

## 2) 女性の就業意識の高まり

日本の年齢階層別女性労働力率（注1）は、25～29歳でいったんピークを迎え、35～39歳までは減少し、40～44歳から増加に転じるM字型を示しており、平成22年においては、その減少のカーブが緩くなっているものの、依然としてM字型を形成しています。

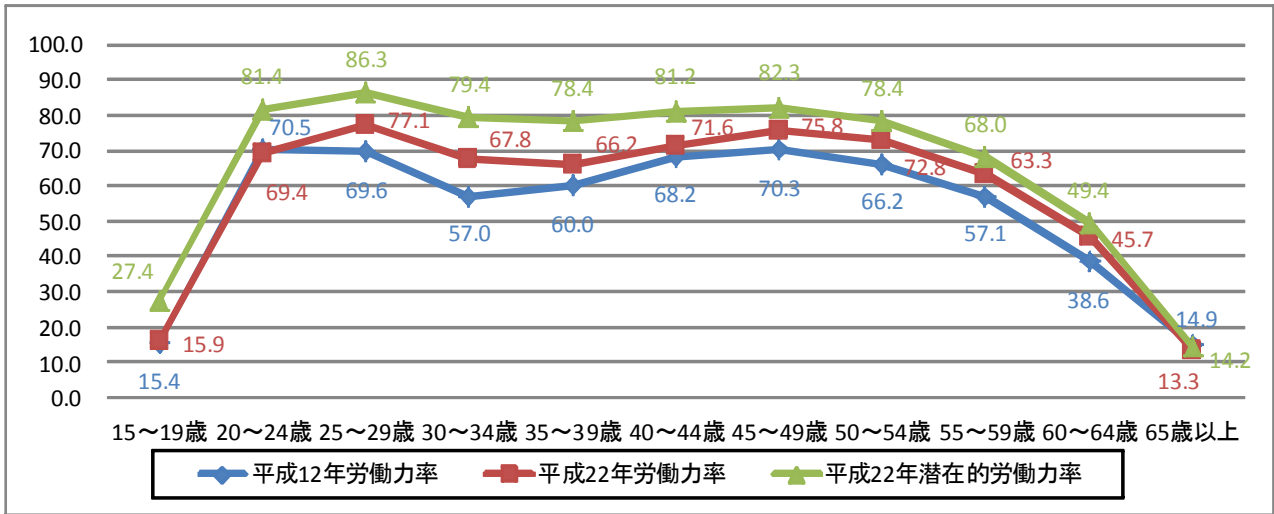
一方、就業希望者を加えた女性の潜在的な労働力率（注2）は高く、結婚・出産育児等により仕事を継続していくことの困難さがうかがえます。

また、就業に対する女性の就業意識においても継続就業を求める割合が高くなってきていることから、女性が仕事を続けていく上で、結婚や出産、育児が障害とならないよう、女性の能力が発揮され、社会に参画できるシステムづくりが求められています。

注1：年齢階層別女性労働力率・・・各年齢層の総数に対する女性労働力人口（15歳以上の就労者又は働く意志を持った女性人口）の割合。

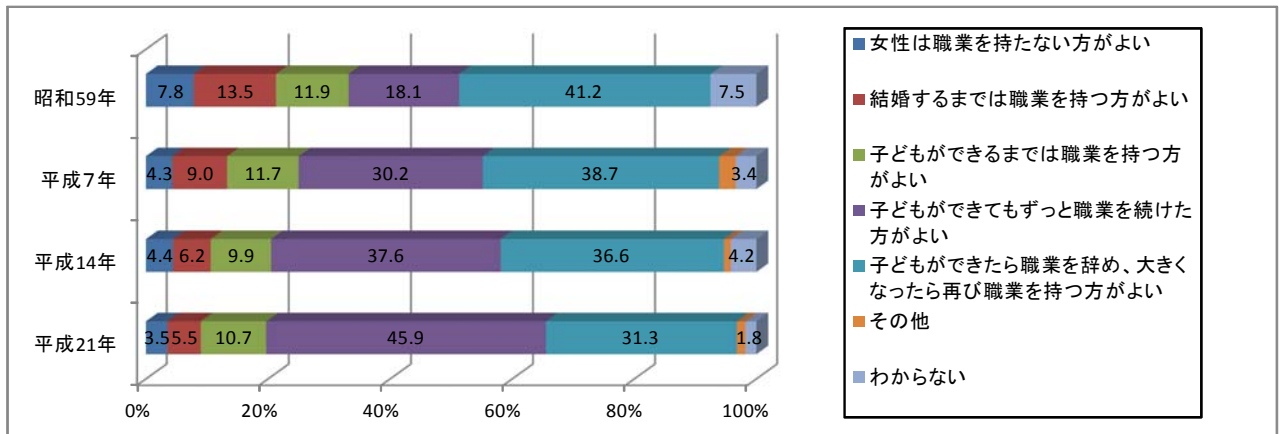
注2：女性の潜在的な労働力率・・・15歳以上の女性人口に対する女性労働力人口と女性非労働力人口のうち就業を希望する者との合計の割合。

わが国の年齢階層別女性労働力率・潜在的労働力率



※資料：総務省「労働力調査」

女性の就業意識の推移



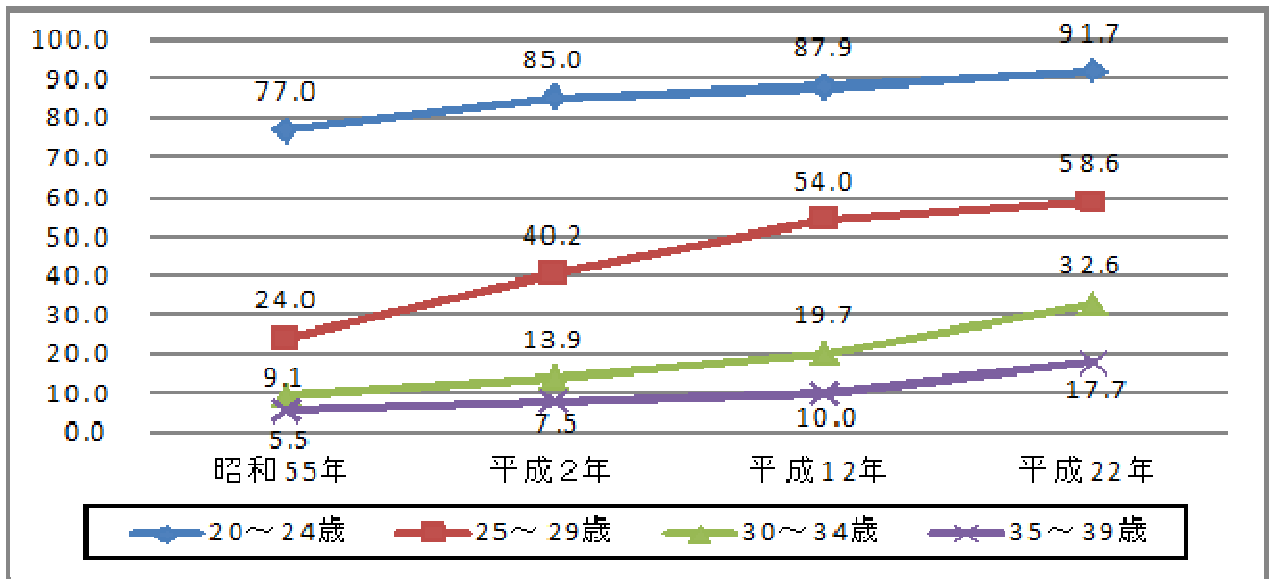
※資料：内閣府「婦人に関する世論調査」（昭和59年）  
男女共同参画社会に関する世論調査（平成7, 14, 21年）

3) ライフスタイルの変化

時代の変化とともに、人々の価値観は多様化し、そのライフスタイルも多様化してきています。女性の未婚者の割合は、いずれの年代でも増加しており、晩婚化や結婚しない道を選択する女性が増えつつあります。

男性においても、経済の停滞から生じる雇用システムの変化や男性自らの意識の変化などにより、従来の仕事中心の生き方から、家庭生活や個人としての生きがいを重視する人が増えてきています。今後とも、このような傾向がますます強まることが予想され、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思により様々なライフスタイルを選択できる社会の形成が求められてきます。

## わが国の年齢階層別未婚者割合の推移（女性）



※資料：総務省「国勢調査」

## 4) 経済活動と雇用の低迷

平成20年9月のリーマンショックは、その後全世界規模の金融危機に発展しました。日本経済も世界的な景気後退の影響を受け、急速に景気が悪化することとなりました。その後徐々に景気の持ち直しの動きが見られるようになっていましたが、平成23年3月の東日本大震災で国内経済は再び大きな打撃を受けて、国内経済の回復は先行き不透明となっています。

経済環境の沈滞は、雇用削減による失業率の上昇や有効求人倍率の低迷、派遣社員の雇用調達などに直結し、今後も雇用情勢は厳しい状況が続くと予想されています。

こうした経済・雇用状況を踏まえ、将来にわたり持続可能で弾力性と活力に富んだ社会の構築が、わが国の重要な課題となっています。

## 5) ボランティア意識とまちづくりに対する市民意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被災地も極めて広い地域に及ぶ未曾有の大災害となりました。その歴史的苦難からの復旧・復興に大きな役割を果たしたのが、全国から駆けつけたボランティアの人々でした。これまでは、一般に世代があがるほどボランティア活動を行う割合は高くなる傾向があるとされてきましたが、近年ボランティア活動が学校教育課程でも取り上げられ、ボランティア経験のある人の割合は、29歳以下が最も高いという結果が出ています。

一方、市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かし

た施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっていることから、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていくことが必要とされています。

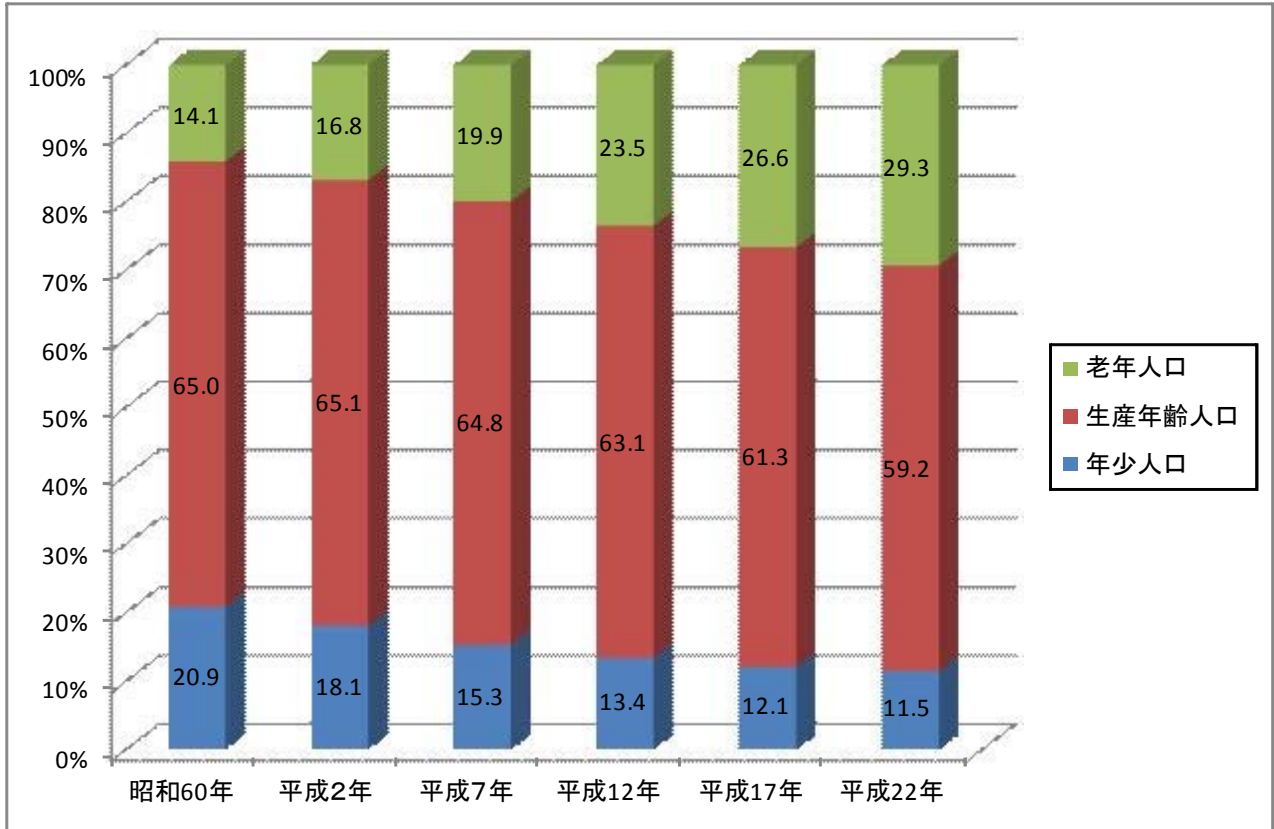


(2) 小矢部市の現況

1) 年齢別人口・世帯人員別世帯数の推移

小矢部市においても、高齢者の割合は年々増加を続けており、老年人口は、昭和60年に14.1%であったものが、平成22年では、29.3%（国23.0%、県26.2%）となり、一方で年少人口は20.9%から11.5%（国13.2%、県13.0%）と減少しています。

年齢別人口の推移



注) 年少人口：0～14歳人口 生産年齢人口：15～64歳人口 老年人口：65歳以上人口

※資料：総務省「国勢調査」

世帯人員別世帯数

	人口	世帯数	一般世帯						施設等の世帯	
			世帯数	世帯人員	1～2人	3～4人	5～6人	7人以上	世帯数	世帯人員
昭和60年	36,711	8,417	8,404	36,134	1,526	3,022	2,950	906	13	577
平成2年	36,374	8,613	8,564	35,763	1,887	2,955	2,789	933	40	601
平成7年	35,785	9,111	9,081	35,174	2,638	3,037	2,510	896	30	611
平成12年	34,625	9,329	9,306	33,930	3,031	3,300	2,278	697	22	694
平成17年	33,533	9,535	9,502	32,572	3,513	3,429	1,980	576	30	957
平成22年	32,067	9,581	9,547	31,042	3,843	3,517	1,686	501	34	1,025

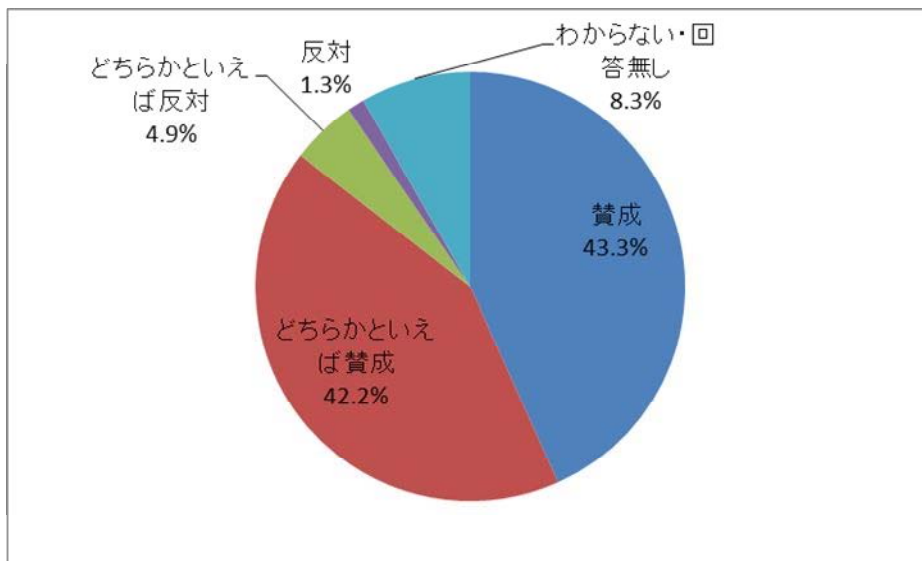
資料：総務省「国勢調査」

2) 男女共同参画に関するアンケートから

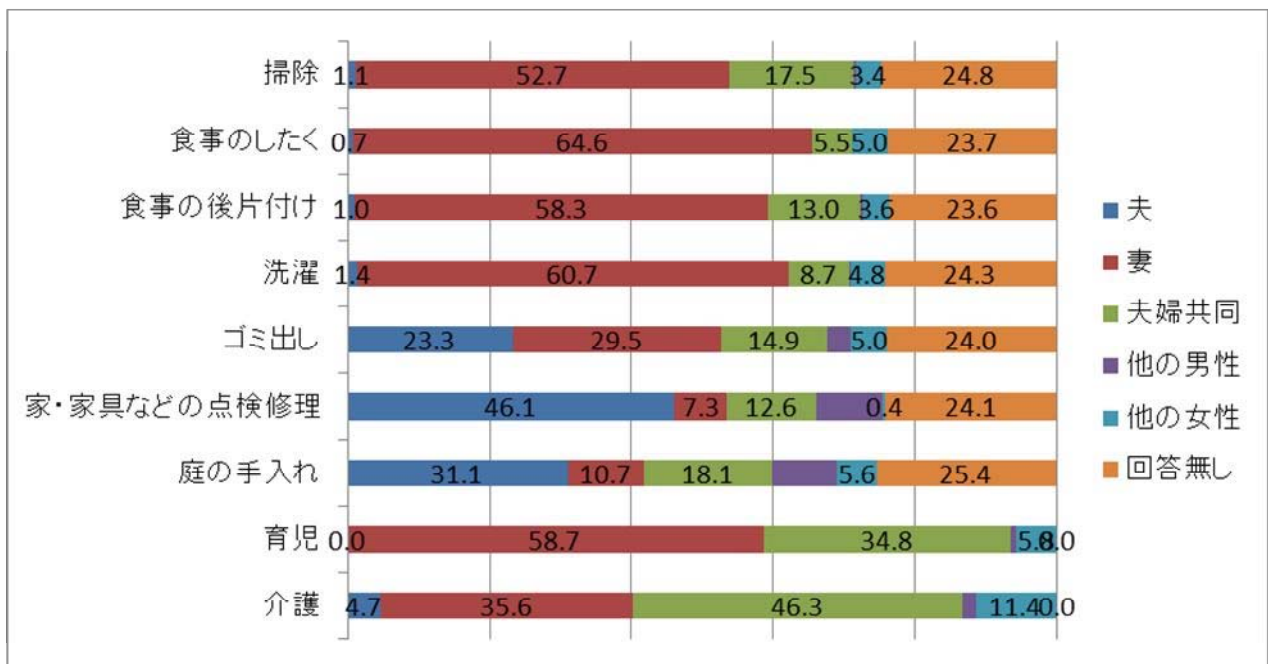
①家庭での家事・育児・介護の役割分担

男女共同参画に関するアンケート（平成24年実施）では、家庭についての夫と妻の役割については、「夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである」との問いに、賛成・どちらかといえば賛成が約85%を占めていますが、実際の役割分担では、掃除・洗濯・食事の支度については、妻の役割が大きくなっています。また、育児では、妻が58.7%、夫婦共同が34.8%、介護では、妻が35.6%、夫婦共同が46.3%と妻の役割分担が多くなっています。家庭の役割分担についての意識は変わってきていますが、実際の役割分担では、相変わらず妻の役割が大きいことから、今後、男女共同参画を進めるにあたって解消していくべき課題となっています。

夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである

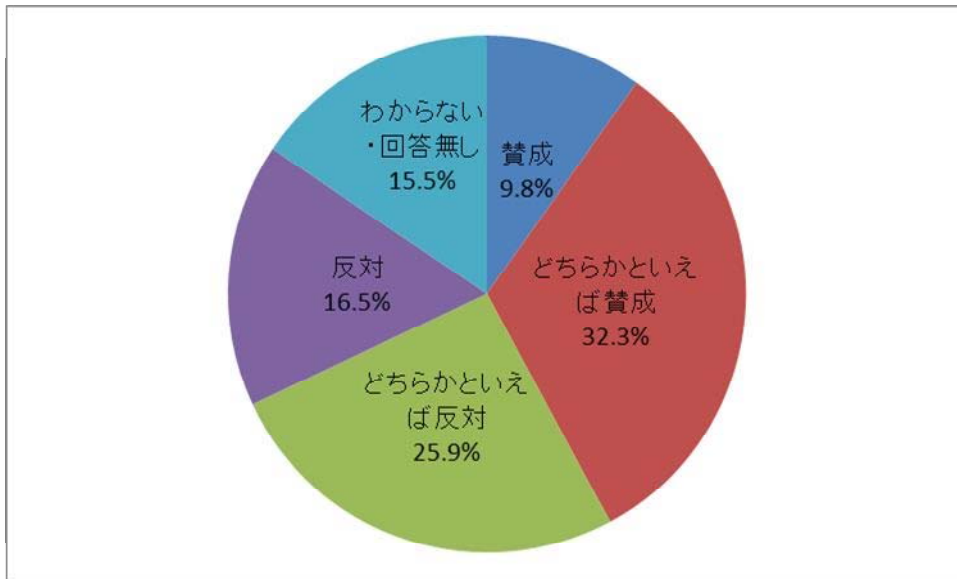


あなたの家庭で主に誰が分担していますか





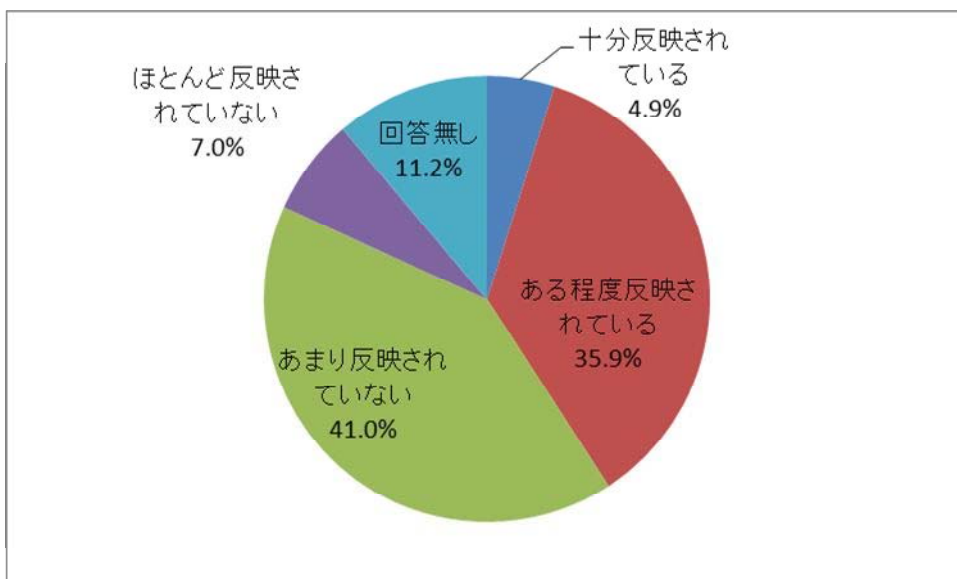
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



②政策・方針決定過程などへの女性の参画

アンケートでは、「女性の意見が政治や行政にどのように反映されているか」の問いに、48%の人があまり反映されていない・反映されていないと答えています。反映されない理由としては、「社会の仕組みが女性に不利である」「男性の認識、理解が足りない」という回答がともに約4割を占めています。女性の意見を政治や行政に反映させるためには、いかにして政策・方針決定過程などへの女性の参画を進めていくかが課題となっています。

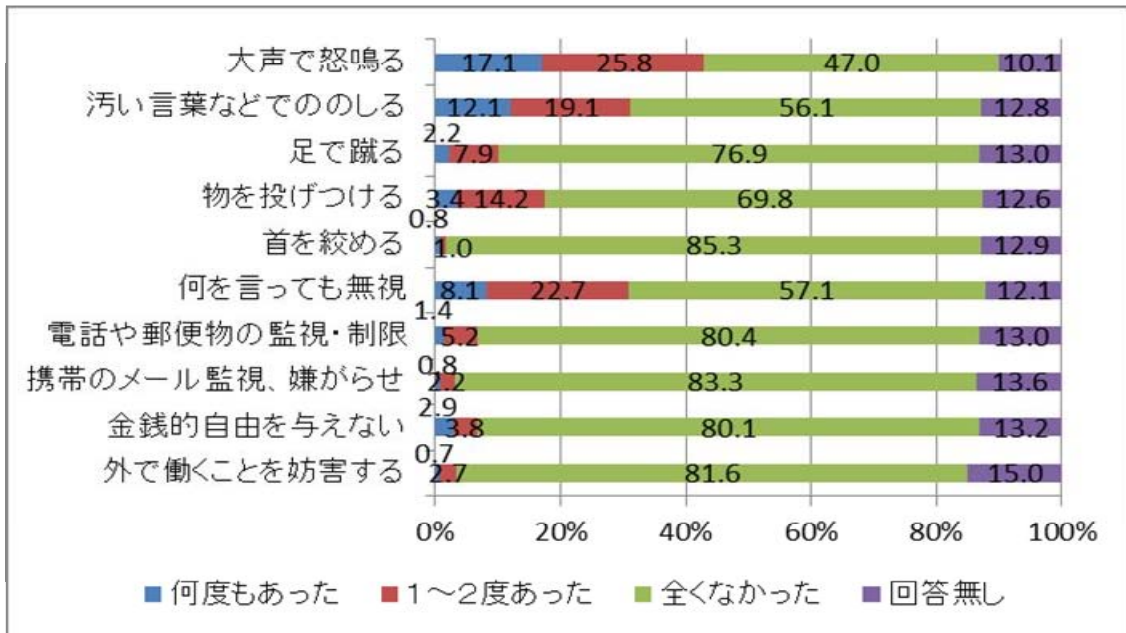
女性の意見が政治や行政にどのように反映されているか



③配偶者やパートナーからの暴力

近年、配偶者やパートナーからの暴力が新たな問題として顕在化しています。アンケート結果でも、「大声で怒鳴る」「汚い言葉や人格を否定するような言葉でののしる」「何を言っても無視」の回答が、「何度もあった」「1～2度あった」を合わせると30%を超えていることから、本市においても、早急に解決すべき問題となっています。

DV暴力を受けたことがありますか



※男女共同参画に関するアンケート

- 1 実施目的 小矢部市男女共同参画プラン（第2次）の基礎資料とする。
- 2 実施期日 平成24年2月24日（木）
- 3 回収期間 平成24年2月27日～5月1日
- 4 対象者 小矢部市在住の20歳以上の1400人を無作為抽出
- 5 結果 回答数 713件



### (3) 世界・国・県・小矢部市の動き

#### 1) 世界の動き

国際連合は、女性の地位向上を目指した世界的な規模の行動を行うため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国連婦人の10年」としました。同年にはメキシコシティにおいて「第1回世界女性会議」が開催され、以降この会議は、女性自身による国際的な連帯と女性問題解決のための行動の輪を広げる場として、重要な役割を果たしています。会議では、「世界行動計画」が採択され、女性が社会のあらゆる分野に参加し、男性と差別されることなく社会的、経済的な権利を享受するとともに、社会の進歩に貢献すべきことを基本理念として、その目標のために取り組むべき具体的な課題を示しました。

「人間自由、尊厳、権利についての平等」をめざして、各国において、活発な行動が展開されるようになりました。特に、1979年（昭和54年）に採択された「女子差別撤廃条約」は、「女子に対する差別が依然として広範に存在している」事実を重視して、改めて男女平等の実現に向けて実効性のある行動を展開する決意を示しており、批准各国の取組の指針となっています。

1995年（平成7年）の北京における「第4回世界女性会議」では、「女性の権利は人権である」ことを確認し、女性のエンパワーメントのための取組強化や各分野でのパートナーシップの確立などを盛り込んだ行動要綱が採択され、「国際婦人年」以来目標として掲げてきた「平等・開発・平和」への行動をより具体的に展開していくことが合意されています。

2000年（平成12年）6月に国連特別総会「女性2000年会議・21世紀に向けての男女平等・開発・平和」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動要綱実施のためのさらなる行動とイニシアチブ」（いわゆる成果文書）が採択されました。

また、2005年（平成17年）の第49回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認して、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択し、2010年（平成22年）第54回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

#### 2) 国の動き

わが国でも、女性関係施策を総合的かつ効果的に推進していくための組織づくりに着手し、1975年（昭和50年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置しました。1977年（昭和52年）、「国内行動計画」を策定し、向こう10年にわたる具体的な取組を示しました。

この計画に従い、「女子差別撤廃条約」の批准（1985年、昭和60年）

に向けて国籍法、国民年金法、労働基準法などの改正及び学校における家庭科教育の見直しが行われました。また、昭和60年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（いわゆる「男女雇用機会均等法」）」が制定されました。

1991年（平成3年）には、「育児休業法」が制定され、1995年（平成7年）には「ILO156号条約」も批准されました。

また、1996年（平成8年）7月には男女共同審議会から「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて、それに基づき「男女共同参画2000年プラン」が同年12月に制定されています。

一方、1999年（平成11年）6月には男女共同参画社会基本法が制定され、これまで自治体で自主的に制定されてきた行動計画（男女共同参画プラン）が、都道府県ではプラン策定義務、市町村ではプラン策定努力としてうたわれました。

2000年（平成12年）には、基本法に基づく初めての基本計画である（男女共同参画基本計画）（以下「基本計画」）が閣議決定されました。基本計画では、11の重点目標を掲げ、平成22年度までを見通した施策の基本的方向と平成17年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

2001年（平成13年）に中央省庁等改革において、新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が格段に充実・強化されました。

また、2001年（平成13年）4月には、女性に対する暴力に対して、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（略称：配偶者暴力防止法）」が公布（2002（平成14）年より完全実施）されました。

2005年（平成17年）7月には、男女共同参画会議から「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」の答申を受けて、同年12月に、男女共同参画基本計画の改定が閣議決定され「第2次」としました。総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項を示し、第2部において、施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容を示しました。第3部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示しました。

2007年（平成19年）4月には、「改正男女雇用機会均等法」が施行され、男女双方に対する性別を理由とする差別的取り扱いに禁止範囲を拡大し、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取り扱いの禁止、男女双方の労働者を対象とするセクシュアル・ハラスメント防止措置の拡充、均等法に基づく報告をしない又は虚偽の報告をした事業主に対する過料等が盛り込まれました。

2007年（平成19年）12月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、2008年（平成20年）には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

2010年（平成22年）7月、国は男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を受けて、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとして、2010年（平成22年）12月に、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

### 3) 県の動き

富山県においては、1981年（昭和56年）に「婦人の明日を拓く富山県行動計画」、1987年（昭和62年）には、「21世紀をめざすとやま女性プラン」を策定し、1992年（平成4年）には「新とやま女性プラン」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。

1997年（平成9年）には、策定より5年が経過した「新とやま女性プラン」をこの間の社会情勢や県民意識の変化に対応するため、新たに「とやま男女共同参画プラン」として策定しました。同年4月には、女性の活動・コミュニケーションの拠点として、富山県民共生センター（旧女性総合センター）「サンフォルテ」が開館しています。

2001年（平成13年）4月1日には、富山県男女共同参画推進条例が公布・施行され、この条例に基づき、同年12月には「富山県民男女共同参画計画～ともに輝く共生プラン～」が策定されました。

2006年（平成18年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）が策定され、配偶者等からの暴力（DV）を容認しない社会の実現に向けた取組が推進されています。

2007年（平成19年）3月には、「富山県民男女共同参画計画（第2次）～ともに築き輝く男女共同参画社会の実現～」が策定され、「サンフォルテ」などが男女共同参画社会の実現をめざす拠点となり、幅広い活動が企画・実施されています。

2008年（平成20年）に改正DV防止法が施行され、被害者支援対策を充実させる必要があることから、2009年（平成21年）に計画が改定され、「富山県女性相談センター」が被害者支援の中核施設となり、切れ目のない支援が行われています。

また、2012年（平成24年）3月には、「富山県民男女共同参画計画（第3次）が策定されました。

### 4) 小矢部市の動き

## 第1章 計画策定にあたって

小矢部市においては、婦人会を中心として、女性の地域活動が推進されてきた中で、1992年（平成4年）に、連合婦人会をはじめとする福祉・産業・ボランティアなど各分野の23団体が結束し、「小矢部市女性団体連絡協議会」が結成され、現在に至るまで9回の「小矢部市女性議会」や「女性フォーラム」の開催など女性の地位向上や男女共同参画の実現に向けた様々な活動が展開されています。

また、小矢部市男女共同参画推進員が中心となり、男女共同参画市民フォーラムや各地区等での出前講座、各種意識調査、市広報によるPR、男女共同参画PR誌「ぼだい樹」の発行等の啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）3月には、「小矢部市男女共同参画プラン～女と男が輝く豊かなまち おやべ～」を策定し、諸施策を実施してきました。

この計画の進行管理を行うことを目的として、2006年（平成18年）に「小矢部市男女共同参画推進協議会」が設置されました。

また、2009年（平成21年）3月に策定しました第6次小矢部市総合計画において、まちづくりの目標である「人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち」を実現する政策として「男女共同参画社会の推進」を掲げ、意識啓発の推進、推進体制の充実に取り組んでいます。



小矢部市男女共同参画推進員全体会



小矢部市男女共同参画市民フォーラム

# 第2章



## 第2章 計画の基本的考え方

### 1. 基本理念

#### 女（ひと）と男（ひと）が輝く豊かなまち おやべ

この計画は、市民一人ひとりが、男女ともに、その人生を豊かに、輝きながら生きていける地域社会の形成を目指すものです。

急速に変化する経済・社会環境の中で、男女がともに人権を尊重し合い、それぞれの個性・能力が発揮できる新しい社会の実現が必要となっています。

しかしながら、実際には、「女性は家事」「男性は仕事」といった考えが根強く、家庭では、家事・育児・介護における女性への過重な負担が見られるのが現状です。また、女性にとって、働きながらの子育てや育児後の復職・就労が困難なことが、今日の少子社会の大きな要因の一つとなっています。

一方、政治や地域社会・職場等の場において、方針決定や企画段階での女性の参画は依然として少なく、その意見が十分反映される態勢となっていません。

これからは、男女がともに、社会の対等な構成員として、等しく、その人権が尊重され、社会参加意欲に溢れた女性が、自らの責任と選択によって、生き生きと活躍でき、男性も、家庭や地域の中で、自分らしい生き方を楽しめる社会が求められています。

このことは、これまでの「男だから」「女だから」といった固定的な性別観念にとらわれて、男性あるいは女性に偏重していたそれぞれの負担を、互いに分かち合い、男女相互のバランスのとれた社会をめざすものでもあります。

本プランは、「男」及び「女」という画一的な枠で個々人を捉えるのではなく、一人ひとりの個性を尊重し、多様な生き方を認め合う生き生きとした社会を、男女が協力してつくっていかうとするものです。大切なことは、「男」「女」といった観念にとらわれず、誰もが、自らの意思と責任において、自由な選択が可能となり、また、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の形成であり、そのための「意識の変革」と「社会のしくみづくり」が重要と考えるものです。

本市では、こうした考えに基づき、男性も女性も、自立した人間として、家庭・地域・職場などのあらゆる場で輝く、男女共同参画社会の実現をめざし、「女（ひと）と男（ひと）が輝くゆたかなまち おやべ」を合い言葉に、本プランを策定し、総合的かつ計画的な施策に取り組んでいくものです。



## 2. 基本目標

### I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり (男女平等意識の確立)

ともにみなおす

すべての人が性別に関わらず個人として尊重されるという人権意識を高めるために、社会制度や慣習、教育環境等についてともにみなおしていきます。

### II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 (男女がともにすすめるまちづくり)

ともにすすめる

政策や方針決定の場への女性の参画、あらゆる分野における女性の参画力を高めることにより、まちづくりを男女がともにすすめていきます。

### III 人権を擁護するしくみづくり (男女の心とからだの尊重)

ともにまもる

人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等に生活できる社会をめざすために、男女個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努め、人権をともにまもっていきます。

### IV 男女の自立を促す環境づくり (社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

男女共同参画社会の実現のために、個人において、精神的な自立、家庭における生活面での自立、就労の場での経済的な自立、地域の場での社会的な自立をしていくための環境をともにつくっていきます。

### V プランの推進

ともにひろげる

プランを進めていくにあたり、行政、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場で責任を担い、協力しながら施策をともにひろげていきます。

### 3. 特に重要な視点

第2次計画を策定するにあたり、特に重要な視点として次の5つを掲げ取り組みます。

#### ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と子育て支援・介護支援の施策との連携

従来、性別による固定的役割分担意識や職場優先の組織風土を背景に、男性を中心に長時間労働が多く行われ、家事・育児等の負担の多くを女性が担ってきました。

このため、これまで仕事をしていた女性の多くが子どもの出産を機に仕事か子育てかの二者択一を余儀なくされるなど、仕事と生活の調和は十分に実現されておらず、こうした負担感が、未婚率の上昇や出生数の減少に影響を与えているとも指摘されています。

長時間労働を前提にした働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、女性の経済社会への参画拡大を進める上で不可欠であると同時に、超過勤務の縮減など業務効率化に伴う生産性の向上等を通して、企業や経済社会の活性化につながるという観点からも重要です。

男女がともに健康を維持しながら、地域活動、趣味・学習等を通じた自己実現を図るとともに、育児・介護等、家庭での役割を果たしつつ安心して暮らしていくためにも、仕事と生活の調和の推進はますます重要になると考えられます。特に子育て支援・介護支援の施策との連携を図りながら、市民、企業、行政等が連携し、仕事と生活の調和の実現に向けて取り組むことが必要です。



#### ②女性の参画促進による社会の活性化

小矢部市では、審議会・委員会や会社の管理職へ進出した方がよいという意見が5割近くにも上る一方、審議会等への参画や管理職等への登用が十分に進んでいないなど、女性の意欲と能力を十分に活かしきっていないといえません。

人口減少や人口構成の変化が進む中、女性が持てる力をこれまで以上に発揮し社会に参画することは、多様な人材を活用し、社会の活性化のうえでも必要不可欠です。

## ③男性、子どもにとっての男女共同参画

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することは、社会にとっても男性にとっても大切です。また、男性自身が男性はこうあるべきといった性別による固定的役割分担意識を解消し、長時間労働などの働き方を見直すことで、家庭や地域に参画するよう、男性への積極的な働きかけが必要です。

また、子どもの頃から男女共同参画についての理解を深めることは、将来の男女共同参画社会の実現につながります。次代を担う子どもたちが、将来を見通した主体的な自己形成ができ、個性と能力を発揮できるよう健やかに成長していくために、着実に取組を推進していくことが大切です。

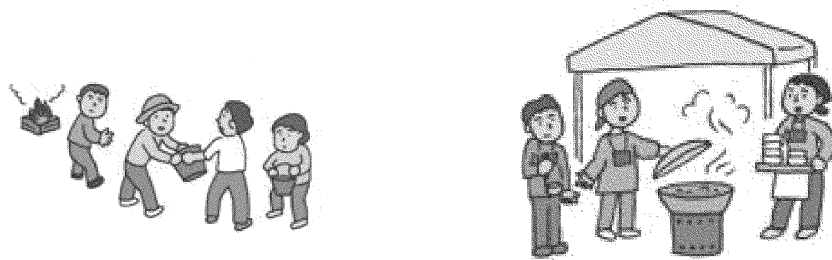
## ④地域における男女共同参画の推進

家庭とともに最も身近な生活の場である地域における男女共同参画の実現は重要な課題です。

しかし、地域での実際の活動では女性が多くを担いながらも、組織の役員に占める割合は低いことや、社会通念・慣習・しきたりなどで不平等と感じる女性の割合が高いなど、地域での男女共同参画は進んでいない状況にあります。

また、近年、地域でのコミュニティの希薄化が問題視されており、今後は、男女がともに協力して地域活動を担っていかねば、地域の活性化は難しくなると考えられます。

地域における政策・方針決定過程への女性の参画を進めることや、これまで一部の男性や特定の年齢層で主に担われてきた活動への男女双方の幅広い参画を進めることが必要です。



## ⑤配偶者等からの暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差などの社会的・構造的な問題があるといわれています。DVの根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

本市においてもDVに関する相談が顕在化しており、DVの根絶・DVの未然防止のための広報啓発、潜在的被害者の早期発見、相談等、総合的な支援体制を推進していくことが必要です。

## 4. この計画の目指す男女共同参画社会の姿

この計画を推進することにより小矢部市が目指す男女共同参画社会は、次のような社会です。

### 家庭では

男女がともに家族の一員として家事・育児・介護などを分担し、互いに責任も喜びも分かち合っ、豊かで充実した家庭生活を送っています。そして、家族を思いやり、暴力のない明るい家庭が営まれています。

### 地域では

性別による固定的役割分担意識に基づく社会通念・慣習・しきたり等が見直され、一人ひとりの個性や能力が尊重されています。

女性が地域においても役員等として参画し、今まで以上に持てる力を発揮できる環境が整っています。

また、男女が、ボランティアやサークル活動、NPO活動等地域活動に積極的に参画しています。

### 職場では

採用や昇進・配置、賃金等における性差による格差が解消され、男女ともに意欲、能力が十分発揮できる環境となっています。

仕事と生活の調和が図られ、男性と女性の双方にとって、仕事と子育て・介護等を両立しやすい職場となっています。

方針決定過程等への女性の参画も進み、女性が管理職であることが、ごく普通のことになっています。

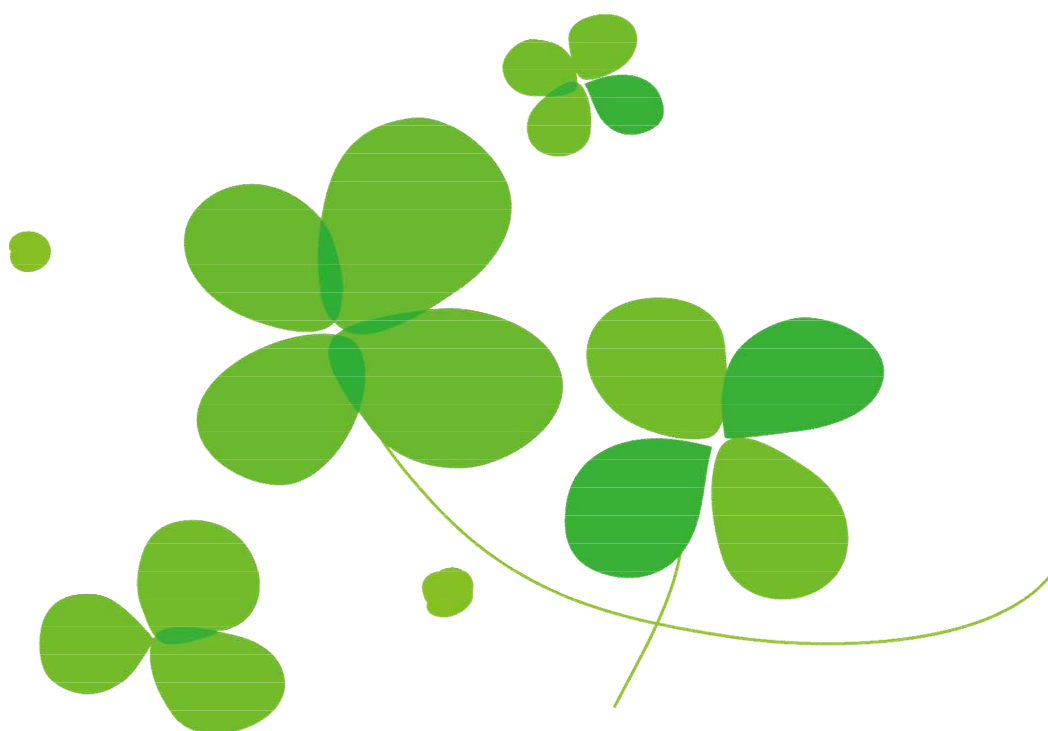
### 学校では

一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かし、将来を見通した自己形成ができるよう、人権の尊重、男女平等に関する指導が充実されています。

また、進路選択においては、男女共同参画の意識が定着し、個人の適性が尊重されています。



# 第 3 章



# 第3章

## 計画の内容

### 1. 体系図

#### 基本理念

#### 基本目標

女（ひと）と男（ひと）が輝く豊かなまち  
おやべ

I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり  
(男女平等意識の確立)

ともにみなおす

II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進  
(男女がともにすすめるまちづくり)

ともにすすめる

III 人権を擁護するしくみづくり  
(男女の心とからだの尊重)

ともにまもる

IV 男女の自立を促す環境づくり  
(社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

V プランの推進

ともにひろげる

## 重点課題

## 施策の方向

(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革

① 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し  
② 男性にとっての男女共同参画の推進

(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実

① 子どもの頃からの男女共同参画の推進  
② 家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発

(3) 意識改革への市民参画の推進

① 市民参画のしくみづくり

(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進

① 審議会等への女性の参画促進  
② 女性管理職の登用促進  
③ 政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

(2) 女性の人材育成

① 女性の人材育成の推進  
② 女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

(1) 男女の人権尊重

① 男女の人権を守る啓発活動の推進  
② セクシュアル・ハラスメントの防止  
③ 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力を許さない意識づくり  
② 相談窓口の周知と支援体制の充実  
③ 関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援

① 性の尊重に関する啓発の促進  
② 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実  
③ 心とからだの健康づくりの推進

(1) 家庭での男女共同参画の推進

① 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)  
② 男女共同による家事・育児・介護の促進  
③ 職場と家庭の両立支援体制の充実  
④ 子育て支援・介護支援の充実

(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進

① 雇用・労働条件の男女平等の確保  
② 農林業や商工自営業における女性の参画促進  
③ 女性の起業支援

(3) 地域での男女共同参画の推進

① 男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進  
② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり  
③ 障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

(4) 国際社会における理解と協調

① 国際交流・国際理解の推進  
② 地域における在住外国人との共生

(1) 推進体制づくり

① 市民と協働による男女共同参画の推進  
② 男女共同参画を推進するグループの活動支援  
③ 庁内推進体制の整備

(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立

① 男女平等を推進する活動拠点の確立

(3) プランの周知及び調査・研究

① 男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究  
② プランの周知

2. 目標別計画

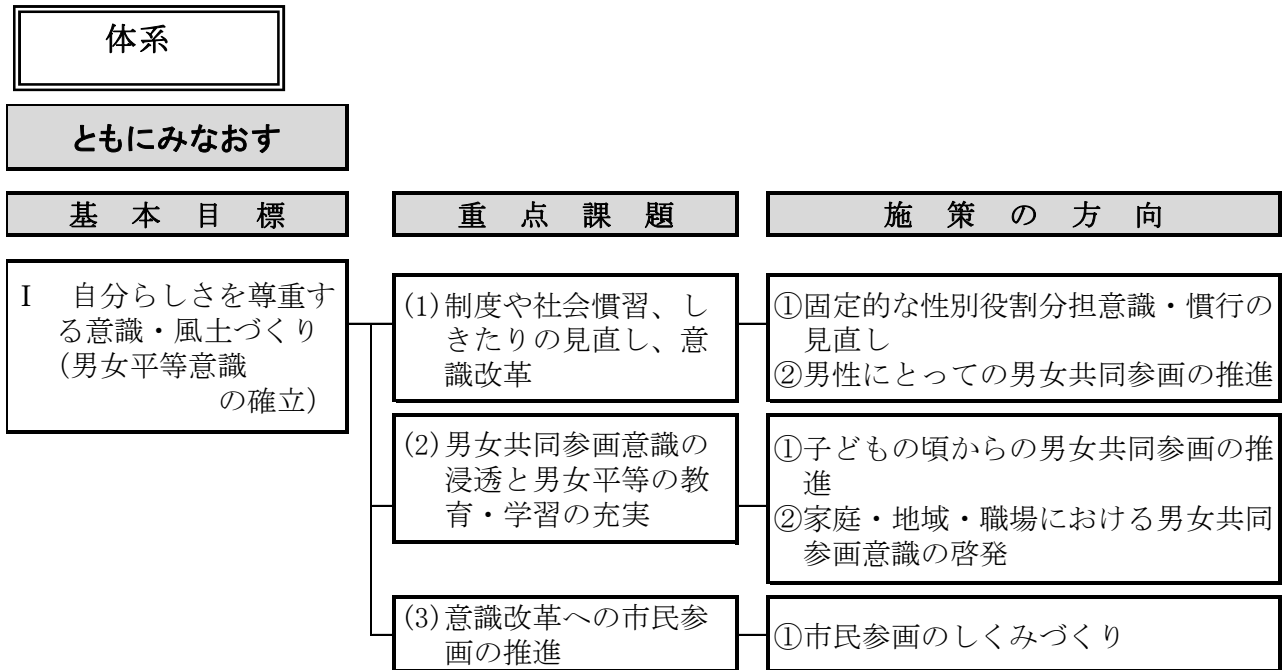
基本目標Ⅰ 自分らしさを尊重する意識・風土づくり  
(男女平等意識の確立)

「男は仕事、女は家庭」というような、性別役割分担意識は、人々の意識の中に根強く残り、女性の社会参画や男性の家庭内での参画を困難にしています。

男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが自分の中にあるジェンダーの存在に気づき、意識改革に努めるとともに、社会全体において、「すべての人が性別に関わらず個人として尊重される」という人権意識を高め、男女がともに自分らしさを大切にできる風土づくりを進めることを基本目標とします。

ジェンダー：

生殖機能の違いによる生物学的な性別でなく、社会的・文化的に形成された性別





重点課題(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革

現状と課題

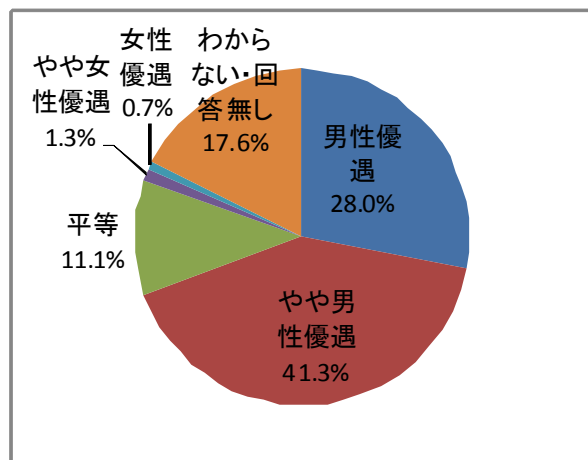
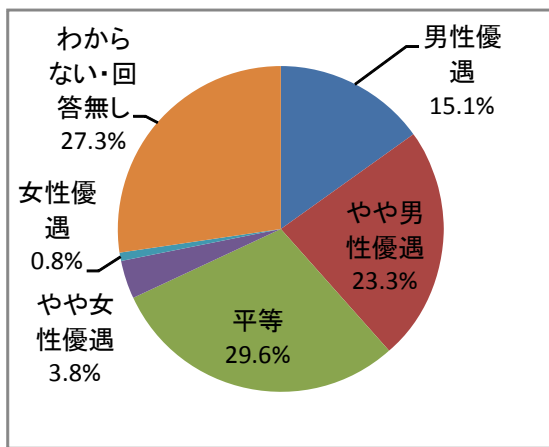
男女共同参画に関するアンケート（平成24年実施）によれば、平等意識は、法律や制度上では、男性優遇・やや男性優遇の割合が約4割、平等が約3割となっているのに対し、社会通念・習慣・しきたり等については、男性優遇・やや優遇が約7割、平等が約1割と、法律・制度上に比べ、社会通念・習慣・しきたり等については、依然として高い割合を示しています。本市の男女共同参画にかかわる啓発活動により、平等感の向上は見られるものの、性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会における制度や慣習は、依然として根強く残っている状況です。

また、国では、第3次男女共同参画基本計画の中で、「男性、子どもにとっての男女共同参画意識の啓発の重要性」を重点項目に捉えています。本市においても、一人ひとりの個性のもとに能力や適性に応じた自由な生き方が尊重されるためには、男性の中に残る固定的な性別役割分担意識を変えることが重要であると考えています。そのためには、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い啓発・情報提供活動を継続的に行っていくことが必要です。

男女の平等意識について（男女共同参画に関するアンケート(平成24年実施)）

法律や制度の上での平等意識

社会通念・習慣・しきたり等の平等意識



成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	11.1%	15%	市民協働課
育児・介護・家事講座の男性参加者数	115人	150人	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課

【施策の方向】①固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
1	○啓発冊子等の発行 男女共同参画プランの概要版を全戸配布するとともに、新たに啓発冊子等を作成し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報発信を行います。	継続	家庭	市民協働課		
2	○男女共同参画に関する市民意識の実態調査 男女共同参画に関するアンケートを定期的実施して、市民の意識変化の調査を行い市民ニーズに合った施策展開を行います。	継続	家庭	市民協働課	V-(3)-①	137
3	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員日より「ぼだい樹」を広報4月号に併せて発行し、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	継続	家庭	市民協働課	I-(2)-② I-(3)-①	23 34
4	○男女共同参画市民フォーラムの開催 男女共同参画市民フォーラムを開催し、意識啓発とプランの周知に努めます。	継続	家庭	市民協働課	V-(3)-②	140
5	○男女共同参画に関する情報の発信 男女共同参画市民フォーラムや各地区で実施の推進員による出前講座などをケーブルテレビで放送するほか、ホームページ、市広報おやべ、市役所ロビーでの資料配置などを通じ、情報発信を行います。	拡充	家庭	市民協働課		
6	○コンクール形式による啓発 男女共同参画に関する標語や川柳などのコンクールを開催し、男女共同参画について考える機会を設けることで、意識啓発を図ります。	新規	家庭 事業所 地域	市民協働課		

【施策の方向】②男性にとっての男女共同参画の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
7	○男性向け啓発冊子等の発行 男性向けの啓発冊子等を作成し、全戸配布します。	新規	家庭	市民協働課		
8	○男性向け家事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催 男性向けの家事・育児・介護等の能力向上を目的に講座等を開催します。	新規	家庭	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課	IV-(1)-②	80
9	○父親等の保育体験等の実施 保育所(園)において、父親等を対象とした保育体験等を行うことにより、家庭での子育て力の向上を図ります。	新規	家庭	社会福祉課		
10	○「ママ・パパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I-(2)-② IV-(1)-②	22 78
11	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発 国の憲章及び指針に基づき、企業や従業員等に対してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組について啓発を行います。	新規	事業所 家庭	商工立地振興課 市民協働課	IV-(1)-①	74
12	○多様な勤務形態の普及・促進啓発 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅勤務制度、働く男女が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	継続	事業所 家庭	商工立地振興課	IV-(1)-①	75
13	○家事・育児をする男性の事例紹介 家事や育児をする男性の活躍事例を市広報やケーブルテレビなどを通じ、積極的に紹介し、男性の男女共同参画の推進を図ります。	新規	家庭	市民協働課		



## 重点課題(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実

## 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子どもの頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合い、一人ひとりが個性や能力を発揮して、自らの意思によって多様な選択ができるよう学校教育等を充実することが求められています。

また、学校や家庭、地域、職場においては、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、幼児期から高齢期までの生涯にわたる人権尊重を基盤とした男女共同参画意識を育む環境づくりが求められています。

## 成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
男女共同参画優良事例紹介(累積)	—	10件	市民協働課
家庭生活で平等と感じている割合	25.0%	35%	市民協働課
職場で平等と感じている割合	17.8%	22%	市民協働課
学校教育の場で平等と感じている割合	48.9%	56%	市民協働課
ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課

【施策の方向】①子どもの頃からの男女共同参画の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
14	○小中学生向け啓発冊子等の配付 小中学生向けの男女共同参画についての啓 発冊子等を配付します。	新規	学校	教育総務課 市民協働課		
15	○社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の充実 規範意識や社会性を高めるとともに、性別役 割分担意識にとらわれない職業選択の機会均 等について学習するために、中学2年生が、校 外での職場体験や福祉・ボランティア活動など に参加します。	継続	学校	教育総務課		
16	○保育所・幼稚園・学校の教職員の研修機会 の充実 幼児教育・保育・学校の教職員の男女平等の 意識づくりの共通理解を深めるため、研修機会 の充実を図ります。	拡充	学校	教育総務課 社会福祉課		
17	○男女が協力し、活動する場の創出 学校行事の実施にあたっては、男女平等の視 点に立って行い、男女が協力し、活動する場を 創出します。	新規	学校	教育総務課		
18	○家庭教育への参加の促進 PTA・地域などを通じ、父親への子育て参加を 促進し、家庭教育についての意見交換会、講 演会、研修会など家庭での男女共同参画環境 づくりの啓発を行います。	拡充	学校 家庭	教育総務課		
19	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の 実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進 に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その 他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつ つ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	学校 家庭	市民協働課	I-(2)-② Ⅲ-(1)-①	24 51
20	○男女平等教育の推進 生徒対象の男女共同参画に関する講演会や 男女の区別なく、「一人ひとりを見つめ、育て る」教育を推進します。	継続	学校	教育総務課		
21	○小中学校における意識調査の実施といじめ 等への指導 生活アンケート等による児童生徒の意識調査 と教育相談を充実するとともに、いじめ・不登校 に関する調査の徹底を図り、適切な対応に努 めます。	拡充	学校	教育総務課		

## 【施策の方向】②家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
22	○「ママ・パパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I-(1)-② IV-(1)-②	10 78
23	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員だより「ぼだい樹」を広報4月号に併せて発行し、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	継続	家庭 地域 事業所	市民協働課	I-(1)-① I-(3)-①	3 34
24	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	家庭 地域 事業所	市民協働課	I-(2)-① III-(1)-①	19 51
25	○男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の労働関係法・制度の周知促進 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の労働関係法・制度をパンフレットの配布等により周知を図ります。	継続	事業所	商工立地振興課		
26	○事業所向けのアンケートの実施 男女共同参画に対する事業所向けのアンケートを実施し、実態把握に努めると共に、結果送付の際に啓発パンフレットを同封し、啓発に努めます。	新規	事業所	市民協働課	IV-(2)-①	96
27	○経済団体との連携による取組の実施 定期的に経済団体と意見交換会を開催し、男女共同参画の推進を図ります。	継続	経済団体 事業所	商工立地振興課		
28	○男女共同参画(子育て、介護、女性の登用など)優良事例の紹介 男女共同参画(子育て、介護、女性の登用など)における先進的な取り組みをしている事業所の事例を市広報やケーブルテレビ等で積極的に紹介し、男女共同参画の推進を図ります。	新規	事業所	市民協働課		

## 重点課題(3) 意識改革への市民参画の推進

## 現状と課題

男女共同参画意識の啓発にあたっては、市民が主体となった活動と連携することにより、草の根からの浸透が図られるものと考えられます。

本市においては、小矢部市男女共同参画推進員の活動を支援するとともに、小矢部市女性団体連絡協議会が開催するフォーラムや女性議会への支援を通じ、男女共同参画意識づくりに向けた気運の高まりが見られてきています。また、おやべ型1%まちづくり事業やまちづくり研究会等の活動などにより、市民の参画が拡大し、市民と行政の協働のまちづくりが進んでおり、今後も一層の市民参画が必要となっています。

## 成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
市男女共同参画推進員	33人	40人	市民協働課
1%まちづくり事業件数	69件	75件	市民協働課
協働のまちづくり講座受講者数	67人	70人	市民協働課
市民教養講座登録者数	40人	60人	生涯学習文化課

【施策の方向】①市民参画のしくみづくり

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
29	○小矢部市男女共同参画推進員制度の拡充 現在、市内18地区から各2名委嘱している推進員に加え、公募や団体推薦枠を設けて推進員の増員を図ります。	拡充	地域	市民協働課		
30	○男女共同参画推進員の企画・運営による、地域での啓発活動の推進 小矢部市男女共同参画推進員により企画・運営された出前講座等により、地域での男女共同参画の推進を図ります。	継続	地域	市民協働課		
31	○協働のまちづくり講座の開催 市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくり講座を開催します。	新規	地域 各種団体	市民協働課		
32	○男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの支援 男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの活動に対して、支援を行うほか、事業費の一部については、おやべ型1%まちづくり事業により、補助を行います。	新規	地域 各種団体	市民協働課		
33	○市民教養講座などの講演会の開催 市民の関心の高い今日的な話題をテーマに「市民教養講座」を開催し、学習する機会の場を提供します。	拡充	地域	生涯学習文化課		
34	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員だより「ぼだい樹」を広報4月号に併せて発行し、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	継続	家庭	市民協働課	I-(1)-① I-(2)-②	3 23

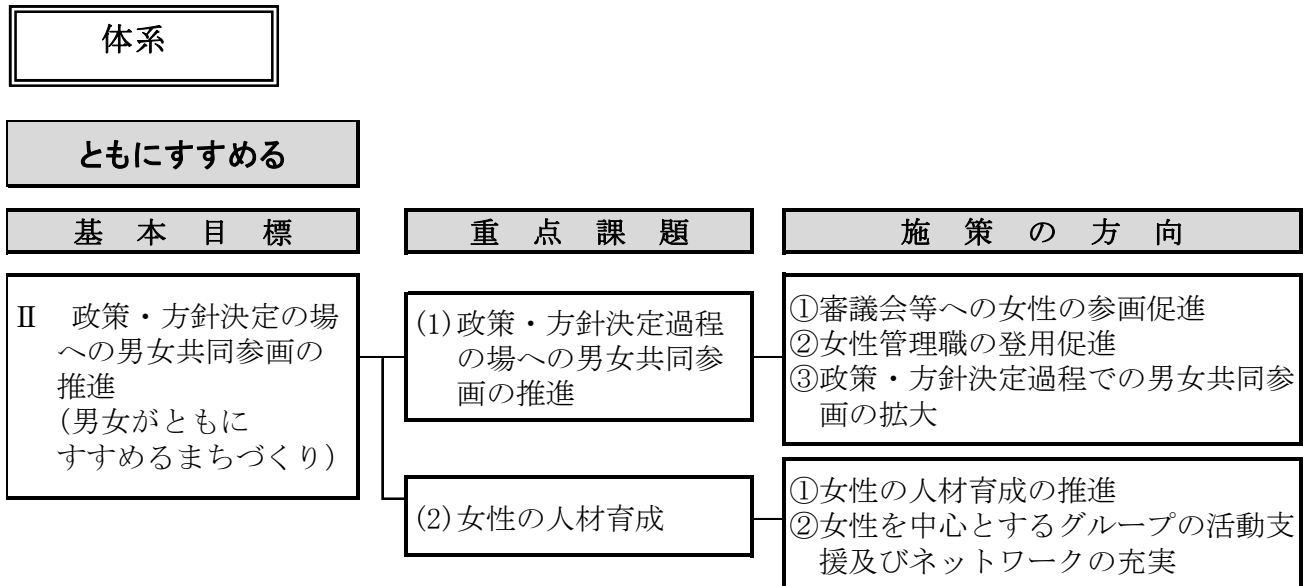


**基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進**  
**（男女がともにすすめるまちづくり）**

政策や方針の立案及び決定の場での男女の共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で等しく利益を享受し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤となるものです。

しかしながら、現状は、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とはいえません。

女性のあらゆる分野での社会参画を拡大するために、市が率先して行政の場への女性の参画を進めるとともに、事業所や各種団体等における取組を支援します。また、女性自身の参画意識の高揚を図るとともに、参画力を高めるための機会の充実等により、女性人材の育成を推進することを基本目標とします。



## 重点課題(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進

## 現状と課題

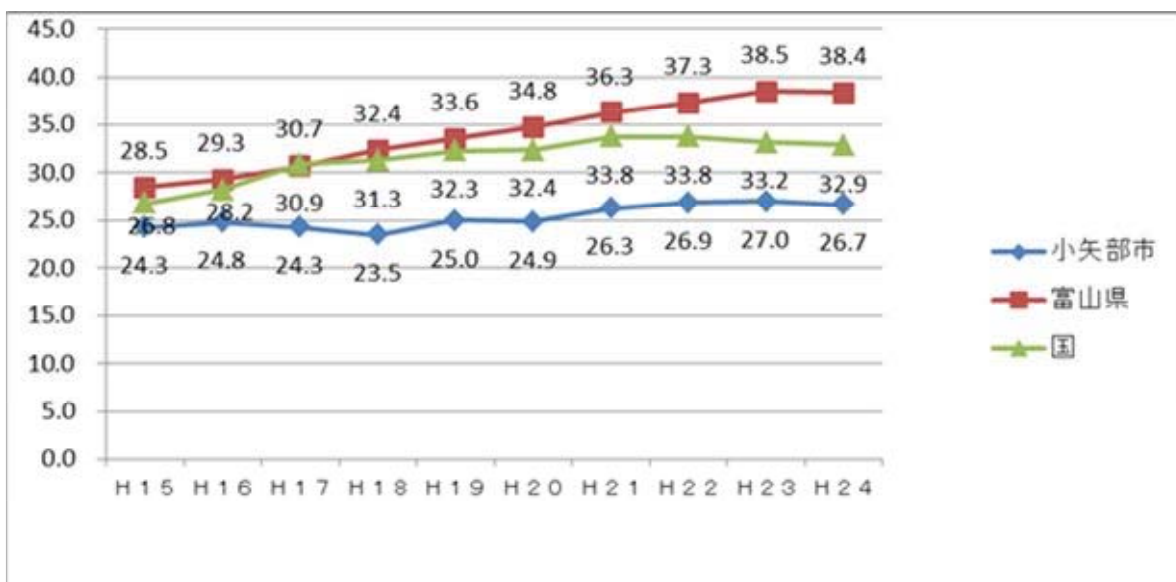
男女共同参画による調和のとれた社会を実現するためには、女性があらゆる政策・方針決定の場に、質・量ともに男性と対等に参画し、積極的に女性の意見を反映させ、地域や職場をはじめとする社会づくりに関わっていくことが求められています。

しかしながら、市が設置する審議会等の女性委員の割合については、26.7%（平成24年3月31日現在）と10年前（20.5%）に比べ6.2%上昇したとはいえ、依然として低い状況にあり、女性の政策・方針決定の場への参画はまだまだ十分ではありません。行政の分野をはじめ、企業や団体、地域活動の中で、女性の参画を促進することが求められています。

このため、女性の人材育成を積極的・継続的に推進する必要があると、また、市が設置する審議会等における女性委員割合についての具体的な数値目標の設定や女性管理職の登用促進などにより、市が率先して女性の参画を推進するとともに、事業所や各種団体等における女性参画拡大に向けた取組を支援することが求められています。

また、政策・方針決定過程への市民参画機会や方法を拡充することにより、多くの女性が市政に対し、意見を述べることができる場の提供が求められています。

審議会等の女性委員割合の推移



- ・小矢部市は、4月1日現在の数値を使用。富山県は、6月1日現在の数値を、国は、9月30日現在の数値を使用。
- ・小矢部市と富山県、国では、対象としている審議会等に相違があります。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
審議会等における女性委員の割合	26.7%(H23)	40%	市民協働課
女性委員がいない審議会等の数	5(H23)	0	総務課
各審議会公募委員率	15.3%(H23)	20.0%	総務課
行政における女性管理職の登用率	25.8%	26.5%	総務課

【施策の方向】①審議会等への女性の参画促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
35	○審議会等の女性委員の割合拡大 審議会への女性委員の登用率について、平成29年度までに40%を達成することを目標とし、公募制の拡充や女性枠の設定等により、女性の政策・方針決定の場への参画を促進します。また、各審議会等において、男女ともに構成比率が30%を下らないことについても留意します。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課 関係各課		
36	○女性人材リストの整備・活用の推進 市が設置する審議会などへ広く女性の登用を促進するため、多様な人材発掘と人材の情報の充実を図り、審議会などの委員選出の際の積極的活用に努めます。	継続	地域	市民協働課	Ⅱ-(2)-①	44

【施策の方向】②女性管理職の登用促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
37	○ポジティブ・アクションの推進 男女の労働者の間に事実上生じている格差の解消を旨とし、女性労働者の能力発揮を促すために、国・県など関係機関と連携して、企業や職能団体などにおける意思決定の場への女性の参画や企画・渉外部門などへの積極的な女性登用について働きかけます。	新規	事業所	商工立地振興課		
38	○管理監督者への女性職員の登用促進 率先して女性管理職の登用に努めます。	継続	行政	総務課		

【施策の方向】③政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
39	○地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合拡大 地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合の拡大を図ります。	新規	地域 各種団体	市民協働課 関係各課		
40	○パブリックコメントへの積極的参加の促進 市の重要な政策・方針決定の場合、パブリックコメントを行うこととしているが、相対して意見が少ないことから、PRチラシ等を作成し、市民意見の反映を図ります。	拡充	地域 各種団体 行政	総務課 関係各課		
41	○女性議会の開催 隔年で女性議会を開催し、女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言など、女性の声を市政に反映させます。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課	Ⅱ-(2)-①	45
42	○市民提案型まちづくりの推進 おやべ型1%まちづくり事業により、広く市民提案事業に対し、支援するほか、市民と市職員で構成されるまちづくり研究会の推進を図ります。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課		
43	○防災分野における女性参画の拡大 防災分野における女性参画の率が他に比べて低いことから、積極的に女性の参画拡大を図ります。	新規	地域 各種団体 行政	総務課		

**ポジティブ・アクション：**

ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

例えば企業などでは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・ 営業職に女性がほとんどいない
- ・ 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間で生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

## 重点課題(2) 女性の人材育成

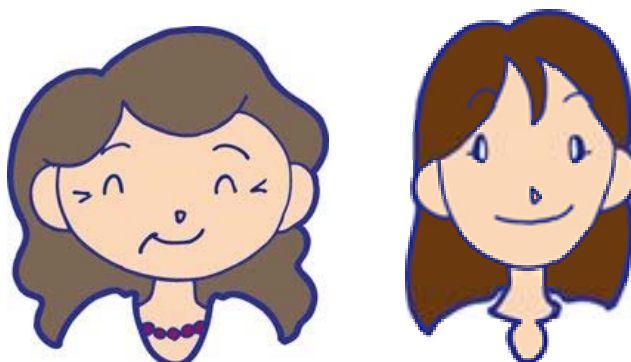
## 現状と課題

小矢部市においては、これまで9回の女性議会の開催や女性フォーラムの開催等を通じ、女性人材の発掘や育成に取り組んできました。しかしながら、女性が政策・方針決定の場に参画することは、まだ少ない状況にあります。

女性人材の発掘はもとより、女性議会をはじめとする人材育成の機会を充実し、さらなる女性人材の育成を図り、それらの人材が活躍できる場を提供するとともに、人材情報を収集・整備し、提供していくことが求められています。

## 成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
人材リストの登録者数	—	50人	市民協働課
協働のまちづくり講座女性受講者数	22人	30人	市民協働課
市民教養講座女性登録者数	30人	45人	生涯学習文化課



【施策の方向】①女性の人材育成の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
44	○女性人材リストの整備・活用の推進 市が設置する審議会などへ広く女性の登用を促進するため、多様な人材発掘と人材の情報の充実を図り、審議会などの委員選出の際の積極的活用に努めます。	継続	地域	市民協働課	Ⅱ-(1)-①	36
45	○女性議会の開催 隔年で女性議会を開催し、女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言など、女性の声を市政に反映させます。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課	Ⅱ-(1)-③	41
46	○地域活動組織や各種団体等への運営への女性の参画促進 地域活動組織や各種団体等と連携し・協力し、男女平等・共同参画をテーマとした意識啓発講座や出前講座等を開催し、女性参画や女性リーダーの必要性について理解と周知を図り、女性の登用を促します。	拡充	地域 各種団体 行政	関係各課		
47	○女性リーダー対象講座の開催 女性リーダーを対象とした男女共同参画、団体の活性化、ボランティア活動への参加等、現代のさまざまな講座を開催し、資質向上を図ります。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課 生涯学習文化課		
48	○女性消防団員の加入促進 女性消防団員の加入促進を図り、地域の防災リーダーを育成するとともに、防火・防災の普及に努めます。	新規	地域	総務課		

【施策の方向】②女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

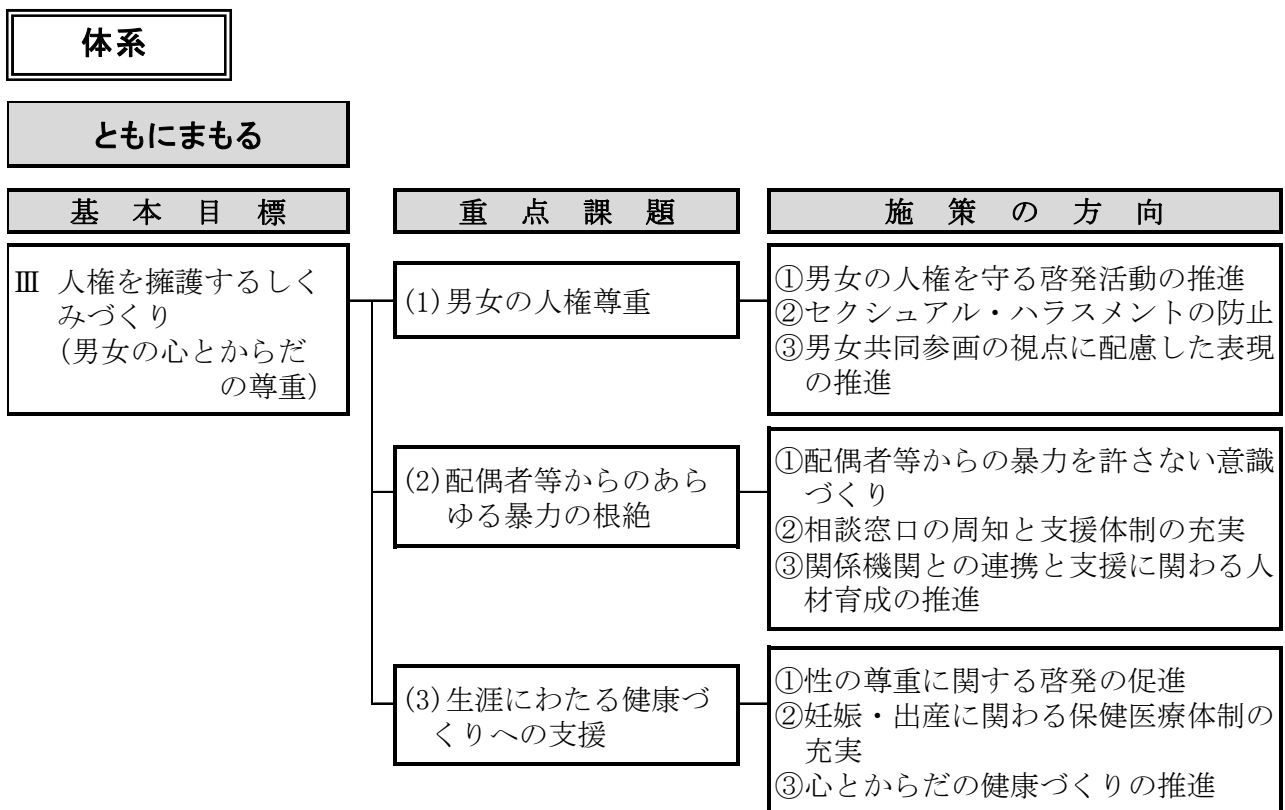
事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
49	○学習・交流機会の充実 各種生涯学習講座や出前講座等を通して、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供するとともに、市内外の団体間の交流機会の充実を図ります。	継続	各種団体 地域	生涯学習文化課 秘書広報課 市民協働課		
50	○女性団体への活動支援 女性団体が相互に連携し、女性の地位と福祉の向上を図るための実践活動を支援するとともに、まちづくり事業を行う団体については、おやべ型1%まちづくり事業を活用し支援を行います。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課 生涯学習文化課		

**基本目標Ⅲ 人権を擁護するしくみづくり**  
**（男女の心とからだの尊重）**

人権は、人類が共有する普遍的な価値であり、また、男女の人権尊重は、男女共同参画社会の根底をなすものです。

家庭、職場、地域などあらゆる場において、人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等にいきいきと生活できる社会をめざすことを基本目標とします。

そのためには、男女の個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努めるほか、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶など、顕在化してきた人権侵害への対策に取り組みます。また、男性も女性も、お互いの性について理解し尊重することや妊娠・出産等の保健医療体制の充実、男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。



## 重点課題(1) 男女の人権尊重

## 現状と課題

男女の人権等に関する問題等については、各種行政相談や社会福祉協議会での法律相談をはじめ、人権擁護委員や行政相談委員による相談を実施していますが、まだまだ顕在化していない問題が存在しています。

男女の人権を守るためには、市民自らが人権擁護の意識を自覚するとともに、人権擁護の体制づくりが必要です。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、男女が対等な仕事の仲間としてではなく、性的対象として意識されるところからおこるもので、人権侵害、労働権の侵害になります。男女雇用機会均等法（改正均等法）では、事業主に「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置」が義務づけられ、セクハラ防止対策が強化されました。しかしながら、行為者が自己の行為をセクシュアル・ハラスメントに当たるものと意識していないことも多々あり、働く男女が能力を十分に発揮することができるようさらなる啓発が求められています。

こうしたことから、様々な情報媒体において、人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等がないよう十分な配慮が求められています。

## セクシュアル・ハラスメント：

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動（人事院規則 10-10）

## 男女雇用機会均等法：

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和 61 年 4 月に施行。労働者の募集や採用、配置、昇進などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されている。

## 成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
人権啓発回数	3回(H23)	4回	市民協働課
人権研修会の参加者数	251人(H23)	280人	市民協働課



【施策の方向】①男女の人権を守る啓発活動の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
51	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	地域 家庭 事業所	市民協働課	I-(2)-① I-(2)-②	19 24
52	○人権相談窓口・機関等の周知 人権相談窓口や人権相談機関の周知に努めます。相談においては個人情報保護と守秘義務の徹底に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の整備に努めます。	継続	地域 行政	市民協働課		
53	○職場における人権の意識啓発 社内における啓発の取り組みや人権意識を高め、(性別、働き方などの)多様性を認め、働きがいのある職場づくりを通じて、人権の尊重が定着することをめざして企業へ働きかけを行います。	継続	事業所	商工立地振興課		

【施策の方向】②セクシュアル・ハラスメントの防止

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
54	○職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組と従業員への周知 職場において従業員へのセクシュアル・ハラスメントの防止の周知とその対策や適切な対処が図られるよう、県労働局雇用均等室などの関係機関と連携し啓発に努めます。	継続	事業所	商工立地振興課		
55	○相談窓口の周知 女性へのあらゆる暴力についての相談窓口の周知に努めます。相談においては個人情報保護と守秘義務の徹底に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の整備に努めます。	継続	事業所 行政	社会福祉課		

【施策の方向】③男女共同参画に配慮した表現の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
56	○市の刊行物に関するガイドラインの作成、周知 男女共同参画の推進を阻害する表現が用いられないよう、本市が発行する刊行物に関するガイドラインを作成し、周知に努めます。	継続	行政	総務課 市民協働課		
57	○青少年にとって有害な図書、広告物等の排除 次世代を担う青少年にとって有害な図書、広告物等を地域と連携し、排除します。	継続	地域各種 団体	社会福祉課 生涯学習文化課		

## 重点課題（２）配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

## 現状と課題

暴力は、被害者の心身を傷つけ、人権を著しく侵害する、決して許されない行為です。しかし、男女間の暴力は、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、ストーカー行為など様々な形で存在しています。

特にDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、その被害の多くが女性であり、これまであまり表面化されず、社会的認識や対策も十分ではありませんでした。

本市でもDVに関する相談件数は、増加傾向にあるなど、DV被害が顕在化してきています。

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要課題であり、社会全体で暴力を許さないという意識づくりと防止対策や被害者支援などの総合的な取組が必要とされています。

## DV（ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence）：

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

## 成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
DVに関する相談件数	20件(H23)	20件	社会福祉課

## 【施策の方向】①配偶者等からの暴力を許さない意識づくり

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
58	○配偶者等からの暴力などに関する現状把握 配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど暴力に関する現状把握に努めます。	継続	家庭 事業所	社会福祉課 商工立地振興課		
59	○配偶者等からの暴力防止などに関する意識啓発 すべての人々の人権が真に尊重され、暴力を許さない社会の実現に向けた広報誌、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた啓発を行い、国等の関係機関と連携を図ります。	継続	家庭 地域 各種団体	社会福祉課 市民協働課		

【施策の方向】②相談窓口の周知と支援体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
60	○広報誌やホームページを利用した相談窓口の周知 広報誌やホームページを利用してDV等の相談窓口の周知に努め、関係機関と連携を図りながら相談体制の周知に努めます。	継続	家庭地域	社会福祉課		
61	○女性相談員の配置など相談しやすい相談体制の整備 女性相談員の配置やプライバシーの保護に配慮した相談体制をとり、関係機関と連携を図りながらだれもが相談しやすい体制の整備に努めます。	継続	家庭地域	社会福祉課		
62	○暴力被害者に対する支援(生活の自立支援・カウンセリング等)の充実 自立支援・カウンセリング等、被害者の安心安全に配慮しながら自立と心のケアについて、専門機関と連携を図りながら支援に努めます。	継続	家庭地域	社会福祉課		

【施策の方向】③関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
63	○関係機関との連携による早期発見・通報体制の整備 医療関係者、警察、民生委員・児童委員、人権擁護委員、男女共同参画推進員などとの連携を図り、DV被害者の早期発見・通報等に関する体制の整備に努めます。	新規	行政 各種団体	社会福祉課		
64	○支援に関わる人材育成の推進 DV被害者の早期発見や二次被害防止のため支援に関わる人への研修の場の提供に努めます。	新規	行政 各種団体	社会福祉課		

## 重点課題（3）生涯にわたる健康づくりへの支援

## 現状と課題

女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画の社会の形成に当たっての前提と言えます。

とりわけ女性は、妊娠や出産をする機会があるだけでなく、更年期障害などライフスタイルを通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。

一方、男性は喫煙飲酒の機会が多いことや長時間労働者が多いことから生活習慣病の予防など生涯にわたる健康づくりの支援が必要です。

そのため、男女がお互いの身体の違いを尊重しながら、「性と生殖に関する健康と権利」についての視点に立って、男女がともに性に対する正しい知識を持ち、自ら判断できる能力を養うことが重要になってきています。

また、男女が生涯にわたって健康であるためには、スポーツ活動を通じた体力づくりや健康診査などによる予防事業の充実が求められています。さらに、現代社会においては、精神的な健康の保持・増進が大切な課題となっており、心の健康づくりへの取組が必要となっています。

## 「性と生殖に関する健康と権利」：

女性が自らの健康や体について正確な知識を持ち、性の主体として自らが決定すること。また・そのために必要な情報が得られること。1994年の世界人口開発会議で提唱され、今日の女性の人権の重要な一つと認識されています。

## 成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課
体育施設の利用者数(延べ)	188,861人(H23)	195,000人	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ会員数	1,890人	2,500人	スポーツ課

【施策の方向】①性の尊重に関する啓発の促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
65	○学校における適切な性に関する指導の実施 性に関する正しい知識を身につけ、生命の尊重 や心のつながりを重視し、保護者の理解を得な がら適切な指導を行います。	継続	学校 家庭	健康福祉課 教育総務課		
66	○思春期の性、安全な妊娠、性感染症の防止、 避妊、更年期の対応等についての情報提供と啓 発の実施 性を尊重し、生殖に関する自己決定権とそれに 伴う責任において、正しい知識と情報を提供し、 啓発に努めます。	継続	家庭	健康福祉課 教育総務課		

【施策の方向】②妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
67	○安心な妊娠・出産への保健活動等の支援の 充実 安心な妊娠・出産への支援を図るための、妊婦 への健康診査・指導及び妊婦健康相談の充実を 図るとともに、妊産婦への医療費助成を行い、経 済的負担の軽減を図ります。	継続	家庭	健康福祉課 社会福祉課		
68	○事業主や従業員に対する、妊娠中の女性労働 者の健康管理についての理解促進 妊娠・出産期の母性健康管理に配慮した職場環 境の整備のため、意識啓発を行います。	拡充	事業所	商工立地振興課 健康福祉課		
69	○不妊症・不育症に関する専門相談及び治療助 成の充実 不妊症治療費の一部を助成し、経済的負担の軽 減を図り、少子化対策の充実を図ります。また、 不妊症・不育症に悩む夫婦に対し相談や情報提 供を行います。	継続	家庭	健康福祉課		



【施策の方向】③心とからだの健康づくりの推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
70	○男女の健康をおびやかす問題についての対策促進 HIV(エイズ)、性感染症、薬物乱用、喫煙等、健康をおびやかす問題についての対策を推進します。	新規	家庭	健康福祉課		
71	○誰もが参加できる軽スポーツ、レクリエーションの普及・促進 男女のスポーツ活動の参加を促進し、誰もが手軽に取り組めるスポーツの推進により健康・体力づくりに努めます。	継続	地域	スポーツ課		
72	○男女の生涯を通じた健康保持の増進 健康診査、健康相談、食生活改善事業等の充実など男女のライフステージに応じた適切な対策を推進します。	継続	家庭	健康福祉課		
73	○心の相談事業の充実 自殺やアルコール問題等、様々な心の健康相談事業を充実します。	継続	家庭	健康福祉課		



**基本目標Ⅳ 男女の自立を促す環境づくり**

**（社会活動等へ男女共同参画の推進）**

男女共同参画社会が実現されるには、男女が対等な構成員として社会に参画し、社会的利益を享受するとともに、職業責任や家事・育児・介護などの家庭責任をも果たしていくことが必要です。そのためには、個々人において、精神的な自立はもとより、家庭をはじめとする生活面での自立、就労の場における経済的な自立、また、地域や様々な場での社会的な自立が不可欠であり、そのための環境づくりが必要と考えます。

このような視点に立ち、家庭、職場、地域等での男女共同参画を進めることを基本目標とします。

**体系**

**ともにつくる**

**基本目標**

**重点課題**

**施策の方向**

Ⅳ 男女の自立を促す環境づくり  
（社会活動等への男女共同参画の推進）

(1) 家庭での男女共同参画の推進

- ①男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- ②男女共同による家事・育児・介護の促進
- ③職場と家庭の両立支援体制の充実
- ④子育て支援・介護支援の充実

(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進

- ①雇用・労働条件の男女平等の確保
- ②農林業や商工自営業における女性の参画促進
- ③女性の起業支援

(3) 地域での男女共同参画の推進

- ①男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進
- ②高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- ③障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

(4) 国際社会における理解と協調

- ①国際交流・国際理解の推進
- ②地域における在住外国人との共生

## 重点課題(1) 家庭での男女共同参画の推進

## 現状と課題

家庭は、社会の基本単位であり、家庭のあり様は、社会の縮図であるとともに、社会を変えていく原動力でもあります。

家庭においても、男女が互いの人格を認め合い、平等の関係に立ちながら、支え合い、共に責任を担い、協力し合う中から、苦楽を分かち合う家族関係が求められています。

男女共同参画に関するアンケート（平成24年実施）では、「夫も妻も、共同して家事・育児・介護をするべき」の考え方について尋ねた結果で、「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合が85.5%と高い数値となっていますが、実際の家庭での現状は、家事は主に女性の負担となっているなど、男女の共同の考えが浸透しているにもかかわらず、従前からの分担意識から抜けきれない状況にあります。

仕事をもって働く女性は、仕事も家事も負担している場合が多く、自由時間もなく、ゆとりのない生活実態となっています。働きざかりの男性においては、長時間労働の傾向があり、家事・育児・介護への参画が難しい状況があります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、家族が安心して暮らし、責任を果たし、家庭での男女共同参画を進めるために重要なものです。そのためには意識啓発とともに、実際的な体験講習会など男女の生活能力を高める身近な取組が必要となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、職場と家庭との両立が重要な課題となっており、多様な勤務形態の普及促進や男女で取得する育児・介護休業の周知をはじめ、法制度の改正に伴う職場改善の徹底や、法を上回る独自制度をもつファミリー・フレンドリー企業の普及などによる就業環境の整備が求められています。

少子・超高齢化が進み家族形態が多様化する今日、育児や介護を社会全体で支える体制の整備が大きな課題であり、小矢部市におけるアンケート調査の結果からも男女共同参画社会を形成していくために行政が力を入れるべきことは、「保育施設、育児サービスなどの子育て支援の充実」「高齢者や病人の施設や介護サービスなどの充実」の割合がそれぞれ60%近くと高い数値となっています。このことから多様化するニーズに応じたきめ細かい保育の実施や福祉・介護サービスの充実が特に必要となっています。



**ワーク・ライフ・バランス：**

平成19年12月18日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和のための行動指針」が、政労使の合意の上、策定されました。

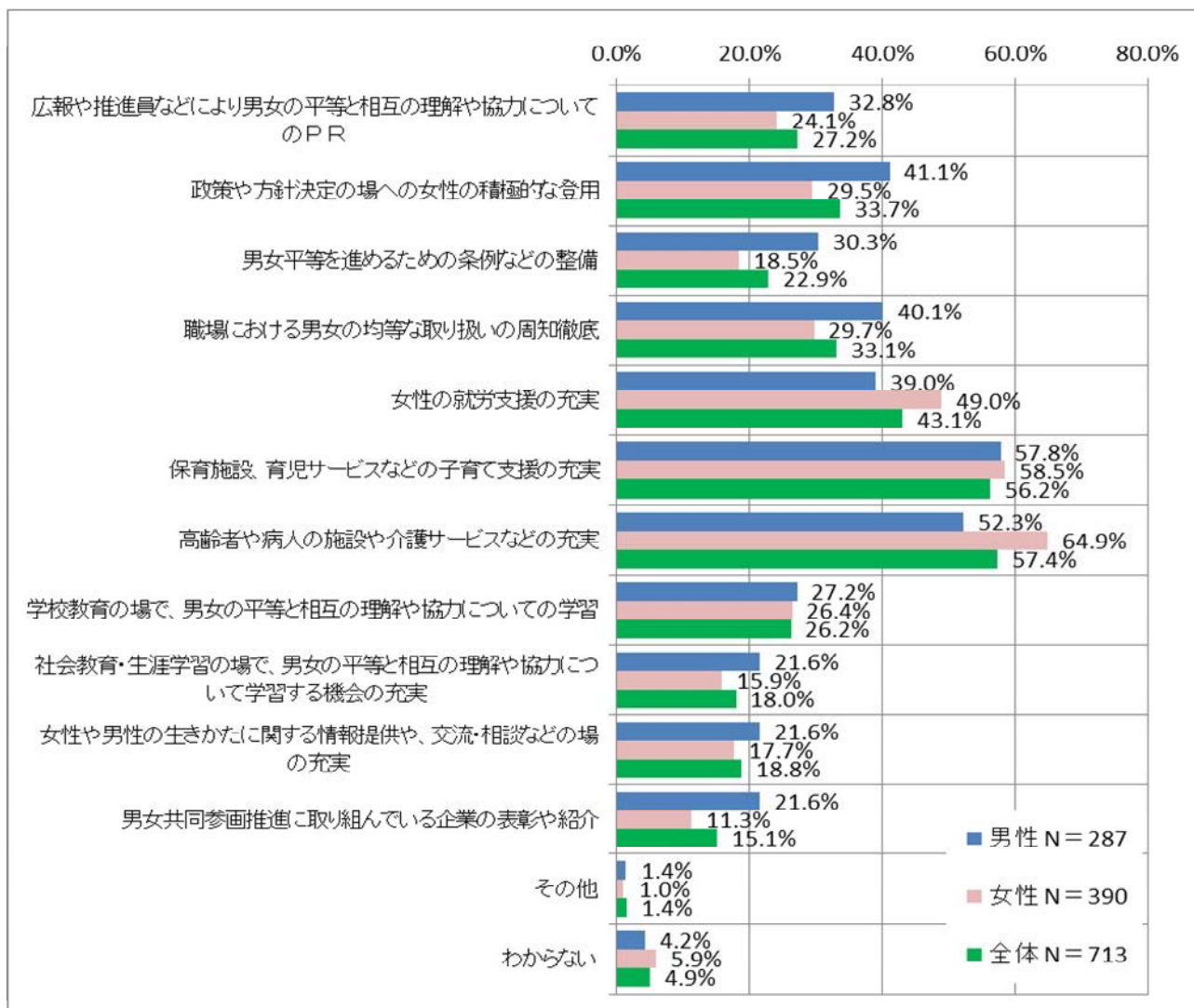
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では目指すべき社会の姿として、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、（1）就労による経済的自立が可能な社会 （2）健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 （3）多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきとしています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」より

**ファミリー・フレンドリー企業：**

男女ともに仕事と家庭を両立し、働き続けられる社会づくりへの取組が重要です。仕事と育児・介護両立のためのさまざまな制度を設け、労働者が多様で柔軟な働き方を選べるように取組を行っている企業をいいます。厚生労働省は10月を「仕事と家庭を考える月間」として、ファミリー・フレンドリー企業を表彰しています。

**【男女共同参画社会形成に行政はどのようなことに力を入れていったらよいか】（複数回答可）**



男女共同参画に関するアンケート調査（平成24年実施）より

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
放課後児童クラブ受入率	100%(H23)	100%	社会福祉課
4か月児健診受診率	99.5%(H23)	100%	健康福祉課
ファミリーサポートセンター利用件数	192件(H23)	250件	社会福祉課
特別保育などの利用児童数			社会福祉課
休日保育	161人(H23)	200人	
一時保育	53人(H23)	80人	
延長保育	139人(H23)	190人	
病後児保育	81人(H23)	100人	

【施策の方向】①男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
74	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発 国の憲章及び指針に基づき、企業や従業員等に対してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組について啓発を行います。	新規	事業所 家庭	商工立地振興課 市民協働課	I-(1)-②	11
75	○多様な勤務形態の普及・促進啓発 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅勤務制度、働く男女が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	継続	事業所	商工立地振興課	I-(1)-②	12
76	○育児・介護休業法の適正な運用と利用しやすい職場環境作りの事業所への働きかけ 市内事業所に対し育児・介護休業法の適正な運用と利用しやすい職場環境づくりの働きかけを行い、ハローワークなど関係機関と協力し、所定外労働時間の短縮と育児・介護休暇制度の導入を促します。	継続	事業所	商工立地振興課		
77	○次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定の推進 一般事業主行動計画の策定と計画目標の達成の取組の推進をします。また、一定の基準に達したことで認定(くるみん)を受けた事業所を紹介しします。	新規	事業所	商工立地振興課		

**一般事業主行動計画：**

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（1）計画期間、（2）目標、（3）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

**くるみん（次世代認定マーク）：**

一般事業主行動計画を策定し、そこに定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。



**【施策の方向】②男女共同による家事・育児・介護の促進**

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
78	○「ママ・パパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I-(1)-② I-(2)-②	10 22
79	○共に学ぶ家事、育児、介護実技講座の開催 男女が家事、育児、介護について学ぶ講座等を開催します。	継続	家庭	健康福祉課 生涯学習文化課		
80	○男性向け家事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催 男性向けの家事・育児・介護等の能力向上を目的に講座等を開催します。	新規	家庭	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課	I-(1)-②	8
81	○男女で取得する育児・介護休業の促進 育児・介護休業の取得について、男女労働者に取得を促す啓発を行います。	継続	家庭 事業所	商工立地振興課 市民協働課		

【施策の方向】③職場と家庭の両立支援体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
82	○ファミリー・フレンドリー企業の啓発 仕事と育児・介護の両立できる制度や柔軟な働き方が可能な制度を導入し、その成果が認められる「ファミリー・フレンドリー企業」を紹介し啓発します。	継続	事業所	商工立地振興課		
83	○育児、介護後の再就職希望者の支援 育児、介護を理由に離職した男女の再就職の支援を行います。	継続	事業所	商工立地振興課		
84	○事業所内保育施設の設置促進 職場と育児が両立できる、働きやすい環境を整えるため、企業に設置を促進します。	継続	事業所	商工立地振興課		
85	○子育てや介護をしながら働く男女への理解と環境づくり 少子高齢化社会にあって子育て・介護は、労働者にとって、家庭においても職場においても厳しい環境にあることから、従業員も含めた事業所への理解を求め、働きやすい環境づくりの啓発を行います。	新規	家庭 事業所	商工立地振興課 市民協働課		



【施策の方向】④子育て支援・介護支援の充実

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
86	○放課後児童クラブ(学童保育)の充実 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健全な育成を推進し、その保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	継続	家庭	社会福祉課		
87	○ニーズに応じた保育サービスの充実 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの保育サービスの拡充に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		
88	○保育サポーター事業の推進 保育の援助が必要な場合に、一時的に子育てを手伝うボランティアの登録を推進します。	継続	家庭	社会福祉課		
89	○ファミリー・サポート・センターの利用促進 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動による地域ぐるみでの子育て支援を促進します。	継続	家庭	社会福祉課		
90	○福祉・介護サービスの充実 援助が必要な高齢者及びその家族などに必要とされる介護予防・生活支援のためのサービスを提供します。	継続	家庭	健康福祉課		
91	○公民館の利用や高齢者・PTAとの連携による、地域の子育て機能の向上の促進 公民館やミニ文庫を利用しながら地域ぐるみの子育て支援を促進します。地域おやべっ子教室を実施し、地域ぐるみの子育ての環境整備に努めます。	継続	家庭	生涯学習文化課		
92	○子ども家庭支援センターの機能充実 地域子育て支援拠点施設を整備し乳幼児及び保護者の交流、相談、情報提供など子どもの健全な育成を支援します。	拡充	家庭	社会福祉課		
93	○児童虐待防止の推進 子育てに関する相談体制を充実し、児童虐待の防止に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		



## 重点課題（2） 職場・仕事での男女共同参画の推進

## 現状と課題

仕事に就くことは、経済的自立を支えるとともに、個々人のライフステージにおいては、社会的な自己実現の場として、また、就労を通じた女性の社会参画をすすめる場として、極めて重要な意味を持っています。

経済の長期的低迷により、若年層や女性の非正規労働者が増加し、出産・育児等による就業の中断などで女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。男女雇用機会均等法の改正など各種法律の整備の改善はなされてきましたが、女性の賃金が低く抑えられていたり、仕事内容が偏っているなど、実質的な不平等が残っていることは否めません。また、育児・介護休業の男性取得率も大変低い状況にあります。

職場では、男女の区別なく、公平にその能力・意欲などが評価されなければなりません。現行法制度の適正な運用を促進し、雇用条件や賃金、能力開発機会の確保等における実質的な平等のもと、男女がともに働きやすい職場環境の形成が求められています。

また、農林業の分野では、女性の労働と経営参画が明確に認識されていない場合が多く、家族の中での労働の再確認や、女性による農業経営への参画の推進が求められています。また、農林業団体における女性役員も少なく、農業経営の方針決定にあたって、女性参画の場は十分とは言えません。

農村社会の比重が依然として大きい小矢部市においては、特に、農業分野での男女共同参画の推進は、重要な課題と考えられます。

一方、商工業の分野においても、商工団体における女性役員が少ないなど、同様の状況にあり、今後は、商店街の活性化への取組や商工業における経営にも、女性の積極的な参画が望まれています。

このような状況において、男女の職域を相互に拡大するとともに、女性起業家の育成を促進することは、極めて効果的であり、多様な形態での起業化を支援することが求められています。

## 成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
女性農業士の数	18人	20人	農林課

【施策の方向】①雇用・労働条件の男女平等の確保

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
94	○労働基準法・男女雇用機会均等法・パートタイム労働法の周知及び適正な運用の普及啓発 労働者の雇用環境の整備や公正な待遇の実現に向けて富山労働局雇用均等室と連携を図りながら、周知啓発に努めます。	継続	事業所 家庭	商工立地振興課 市民協働課		
95	○働く人への相談や情報提供等による支援 就職案内の窓口である職業安定所(ハローワークおやべ)との連携強化による情報提供を充実します。	継続	事業所	商工立地振興課		
96	○事業所向けのアンケートの実施 男女共同参画に対する事業所向けのアンケートを実施し、実態把握に努めると共に、結果送付の際に啓発パンフレットを同封し、啓発に努めます。	新規	事業所	市民協働課	I-(2)-②	26
97	○男女の職域拡大のためのセミナー等の研修機会の提供 多様な職域への男女の参入を促進するため、研修機会の提供に努めます。	継続	事業所	商工立地振興課		



【施策の方向】②農林業や商工自営業における女性の参画促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
98	○「農山漁村男女共同参画推進指針」の啓発 「農山漁村男女共同参画推進指針」を普及啓発し、農村山村での男女共同参画を推進します。	継続	地域	農林課		
99	○「家族経営協定」締結の促進 家族の話し合いによって女性の経営参画を促し、経営全体の改善を図るため、「家族経営協定」締結の普及推進を図ります。	継続	家庭	農林課		
100	○農村女性研修の開催（女性農業士の育成） 農村において、女性が自由で個性豊かな活動を行って地域に貢献し、女性の社会的視野の拡大と資質向上の機会の提供を図ります。	継続	地域 各種団体	農林課		
101	○農林水産団体及び商工団体役員への女性参画の促進 農業協同組合等の女性役員、女性の農業委員、商工団体等の女性役員等の参画促進に努めます。	継続	各種団体	商工立地振興課 農林課		
102	○農業団体及び商工団体の女性部の活動支援及びネットワークの形成 農業団体及び商工団体における女性の参画を促進するため、女性部の活動支援とネットワークづくりに努めます。	継続	各種団体	商工立地振興課 農林課		

「農山漁村男女共同参画推進指針」：

「男女共同参画社会基本法」及び「食料・農業・農村基本法」で女性の参画の促進が明記され、農政の女性問題への対応の必要性についても明確にされた。平成11年に、これら2つの基本法の趣旨に即し、農村女性をめぐる問題を早急に解決し、男女共同参画社会の形成に向けて社会の変革を加速化させ、施策を一層推進するための方策を明示するとともに、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組に当たっての留意事項とする等の新たな措置を含めた「男女共同参画推進指針」が策定された。

「家族経営協定」：

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。



【施策の方向】③女性の起業支援

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
103	○新規創業講座（セミナー）の開催 商工会や関係機関等協力しながら、講座等の開催を実施します。	継続	各種団体	商工立地振興課		
104	○インキュベート施設の利用及び入居者への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援 廉価なインキュベート施設の提供と施設入居起業家への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援を行います。	継続	各種団体	商工立地振興課		
105	○富山県中小企業支援センターとの連携強化 富山県中小企業支援センターと連携し、相談・助言や情報提供を充実します。	継続	各種団体	商工立地振興課		
106	○起業家向け融資制度の充実 自ら事業を始めようとする人への、事業資金貸付の斡旋を行います。	継続	各種団体	商工立地振興課		
107	○女性の起業を志す人へ情報提供等による支援 自ら事業を始めようとする人への、情報提供を充実します。	継続	各種団体	商工立地振興課		
108	○女性による農林水産加工品、特産品づくりの支援 直売や農林水産加工品、特産品づくりに取り組む女性起業家への支援を行います。	継続	各種団体	商工立地振興課 農林課		



### 重点課題（3）地域での男女共同参画の推進

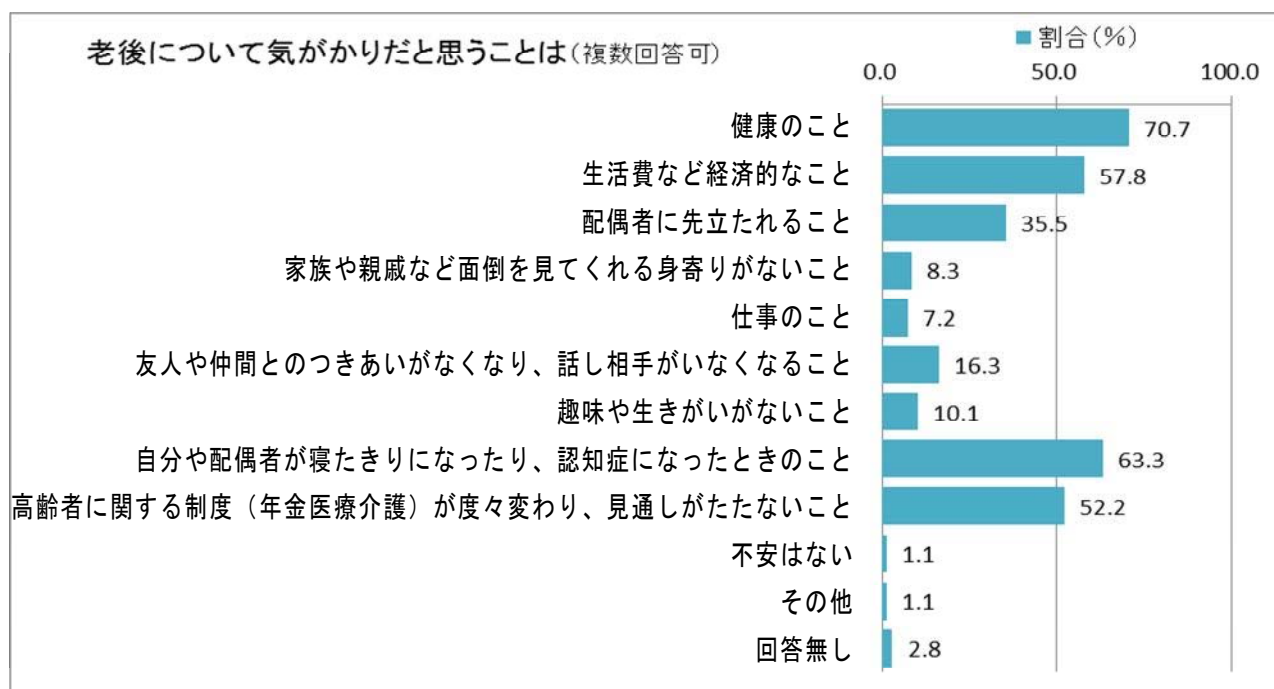
#### 現状と課題

地域（地域コミュニティ）は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現に不可欠です。地域においては、高齢化の進行により人口が減少を続け、男女がともに担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

しかしながら、地域活動においては、今なお、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、町内会役員をはじめ、地域団体の多くは女性の参画が少なく、地域における男女共同参画の更なる推進が必要です。このため、あらゆる年代の男女が主体的に地域活動やボランティア活動などを通じ、地域で参画していくことを促進する必要があります。

一方、今日の高齢社会において、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりは、生涯にわたる男女共同参画社会の実現に不可欠であり、特に、地域における高齢者の生きがいづくりは、その中の重要な役割を担うものです。高齢者が積極的に社会参加して、生きがいをもって生活を送ることができるような環境づくりが求められています。

また、地域社会において、障がいがあること、ひとり親家庭、日本で生活する外国人等様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように、男女共同参画の視点に立ち環境を整備する必要があります。



男女共同参画に関するアンケート調査（平成24年実施）より

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
地域活動の場で平等と感じる割合	21.5%	25%	市民協働課
要介護認定率	16.6%	19.8%	健康福祉課
シルバー人材センター会員登録数	390人	472人	健康福祉課
ふれあいいきいきサロン開催延べ回数	560回(H23)	580回	健康福祉課
ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,760人(H23)	3,000人	社会福祉課

【施策の方向】①男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
109	○ボランティア活動の促進 ボランティアセンターを中心にして、ボランティア活動に意欲を持つ市民に、情報を積極的に提供するとともに、男女が気軽に取り組める環境整備に努めます。	継続	各種団体 地域	社会福祉課		
110	○NPO、NGOの活動の推進 県や関係機関と連携し、講座やセミナーの開催など、必要な情報提供を行います。	継続	各種団体	市民協働課		
111	○協働のまちづくり講座の開催 市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくり講座を開催します。	新規	地域 各種団体	市民協働課	I-(3)-①	31
112	○男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの支援 男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの活動に対して、支援を行うほか、事業費の一部については、おやべ型1%まちづくり事業により、補助を行います。	新規	地域 各種団体	市民協働課	I-(3)-①	32
113	○男女で担う公民館や自治会等の地域活動の促進 公民館や自治会等の地域活動において、男女共同参画を積極的に促進します。	新規	地域 家庭	市民協働課 生涯学習文化課		
114	○結婚活動への支援 地域の人々（縁結びさん）による結婚活動の支援を行います。また、地域における男女間のコミュニケーションの醸成を図るよう努めます。	新規	家庭	市民協働課		

【施策の方向】②高齢者が安心して暮らせる環境づくり

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
115	○シルバー人材センターの活動充実 シルバー人材センターの会員数を増やし、就業に関する情報提供を推進します。	継続	地域	健康福祉課		
116	○高齢者サークルなど生きがい対策事業の支援 高齢者が積極的に社会参加して、生きがいを持って生活を送ることができるよう、趣味活動やその他交流機会の充実に努めます。	継続	地域	健康福祉課		
117	○自立生活の継続に向けた、介護予防・生活支援事業等の推進 高齢者が自立生活が継続できるよう、介護予防・生活支援事業、認知症の総合的支援体制の整備を推進します。	継続	家庭	健康福祉課		
118	○地域包括支援センター・在宅介護支援センターの充実 高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センター・在宅介護支援センターの活動を推進し、支援が必要な高齢者へのサービスの提供や相談体制の充実、高齢者虐待の防止を図ります。	拡充	家庭	健康福祉課		

【施策の方向】③障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
119	○ひとり親家庭の自立促進 ひとり親家庭の自立を促進するため、医療費助成などの経済的支援や相談・情報提供の充実に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		
120	○障がい者の自立促進 障がい者の自立を促進するため、医療費助成などの経済的支援や就労支援、相談・情報提供の充実に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		
121	○市内在住外国人への情報提供及び支援 地域の生活者として、日本人も外国人も暮らしやすい地域づくりを推進し、相談・情報提供に努めます。また、日本語習得の支援なども実施します。	拡充	地域	企画政策課		

重点課題（４）国際社会における理解と協調

現状と課題

経済・社会のグローバル化が進む中、国際交流を通じて、我が国固有の優れた文化や伝統を尊重するとともに、実際の家庭や地域社会の状況を広い視野から判断し、世界の女性とともに支え合い、国際社会における男女平等、平和の実現に貢献することが求められています。

地域における在住外国人との共生は、最も身近な国際化の課題であり、そのような取組を通じて、異なるもの(文化・人権・性)を認め合う考えをしっかりと持てる「自立した国際人」となることが求められています。

【施策の方向】①国際交流・国際理解の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
122	○国際社会における男女共同参画の理解の推進 政治、経済等の国際情勢における女性の状況を理解する情報の収集・提供、講座やセミナーを実施します。また、国際社会における男女共同参画の情報提供を行います。	継続	地域	企画政策課		
123	○国際交流・国際理解の推進 国際交流・国際理解を推進するため、情報提供や国際交流を行う団体の支援に努めます。	拡充	地域 各種団体	企画政策課		
124	○学校における外国語教育の推進 ALTによる外国語教育・国際理解を推進します。	継続	学校	教育総務課		
125	○国際的な視野をもつ生徒の育成 海外派遣事業を継続実施し、国際的な視野をもつ生徒の育成と国際理解を推進します。	継続	学校	教育総務課		

【施策の方向】②地域における在住外国人との共生

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
126	○市内在住外国人との交流機会の充実 市内在住外国人等との交流機会を作り、地域交流に努めます。	継続	地域	企画政策課		

**基本目標V プランの推進**

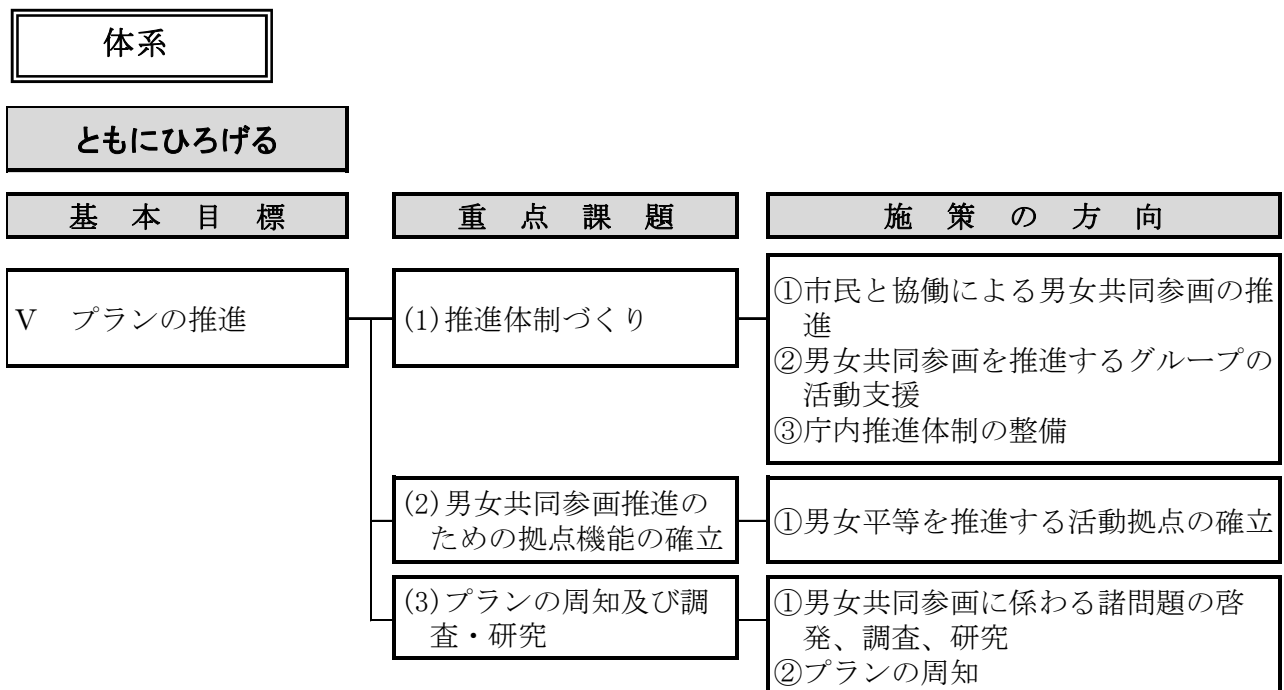
男女共同参画社会の実現に向けて、「小矢部市男女共同参画プラン」の着実な推進を基本目標とするものです。

計画の推進にあたっては、行政だけでなく、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場から責任を担い、協力しあう中で施策を進めていくことが不可欠です。

本プランの実現に向けて力を合わせるため、市民が話し合う共通の場として、また、プランの進行状況を評価し、必要な意見を市に提言する場として、平成18年度に「小矢部市男女共同参画推進協議会」が設置され、協議いただいているところです。また、平成15年に設置した「小矢部市男女共同参画推進員」は、小矢部市における男女共同参画の推進において、中心的な役割を担っていただいています。

本プランの実現のためには、本プランを広く市民に周知徹底し、理解と協力を求めることが必要であり、様々な手段により、PRを図ってまいります。

一方、時代の変化に伴い、男女共同参画への取組は、より進展していくことが予想されます。国・県等関係機関とも連携し、男女共同参画に係わる諸問題の調査研究を引き続き実施し、情勢の的確な把握を行い、具体的な施策に反映することにより、男女がさらに輝く、いきいきとしたまちの実現に努めてまいります。



## 重点課題(1) 推進体制づくり

## 現状と課題

平成 15 年に「小矢部市男女共同参画プラン」が策定され、その進行管理を行うことを目的として、平成 18 年に「小矢部市男女共同参画推進協議会」が設置され、協議いただいています。市内の推進体制についても充実することが求められています。

また、引き続き、市民と行政が協力し合って取り組むことが必要であり、連携を強化していくことが求められています。

## 【施策の方向】①市民と協働による男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
127	○男女共同参画推進協議会による進行管理 男女共同参画推進協議会において、計画や男女共同参画に関する重要な事項について調査・審議を行います。	継続	各種団体 地域	市民協働課		
128	○行政相談員や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携 多様化する男女共同参画に関する問題に対処するため、行政相談員や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携を強化します。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課		
129	○国・県・関係機関との連携 計画を推進するに当たって、国・県・関係機関との連携や他市町村との情報交換を図ります。	新規	行政	市民協働課		
130	○男女共同参画都市宣言の実施 市をあげて男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画都市宣言を行います。	新規	行政	市民協働課		

## 【施策の方向】②男女共同参画を推進するグループの活動支援

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
131	○グループ間のネットワークの構築 男女共同参画社会の実現に向けて活動する民間団体との連携を強化し、各種団体のネットワークづくりと市民参画による計画の推進に努めます。	継続	各種団体 地域	市民協働課		
132	○小矢部市男女共同参画推進員の活動支援 男女共同参画社会の実現に向けて積極的に活動している小矢部市男女共同参画推進員の支援を行います。	拡充	各種団体 地域	市民協働課		



小矢部市男女共同参画推進員における研修会



小矢部市女性団体連絡協議会による女性フォーラム

【施策の方向】③庁内推進体制の整備

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
133	○庁内体制の充実 計画を推進するとともに評価・点検や調査研究 を行うため、庁内組織である「小矢部市男女共 同参画プラン推進委員会」を組織し、関係部局 との連携を図ります。	新規	行政	市民協働課		



## 重点課題(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立

## 現状と課題

これまで、男女共同参画を推進する活動拠点が明確でありませんでした。平成22年におやべ市民活動サポートセンターが開設され、市民活動の拠点が整備されたことから、今後は、サポートセンターを始めとする既存施設の有効利用を図り、活動拠点を確立することが求められています。

## 【施策の方向】①男女平等を推進する活動拠点の確立

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
134	○男女共同参画推進の活動拠点の確立 市民活動サポートセンターを中心として、既存施設を有効活用し、男女共同参画推進の活動拠点を確立します。	継続	行政	市民協働課		
135	○生涯学習施設の充実 公民館などの生涯学習施設の充実を図ります。	継続	行政	生涯学習文化課		
136	○男女平等に関する相談窓口の周知 小矢部市家庭児童相談室で行っている男女平等に関する相談窓口の周知を図ります。	継続	行政	市民協働課 社会福祉課		



おやべ市民活動サポートセンター

重点課題(3) プランの周知及び調査・研究

現状と課題

男女共同参画社会を実現していくためには、市民に対する本プランの周知徹底が不可欠であり、また、男女共同参画に係わる諸問題についても、調査・研究を引き続き進めていくことが求められています。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
男女共同参画市民フォーラム参加者数	150人(H23)	250人	市民協働課

【施策の方向】①男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
137	○男女共同参画に関する市民意識の実態調査 男女共同参画に関するアンケートを定期的 に実施して、市民の意識変化の調査を行い 市民ニーズに合った施策展開を行います。	継続	家庭	市民協働課	I-(1)-①	2
138	○情勢変化の的確な把握 計画の効率的な推進につなげるため、社会 情勢の変化など各種調査を実施して、研究 や検討を行います。	継続	行政	市民協働課		

【施策の方向】②プランの周知

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
139	○小矢部市男女共同参画推進員の活動を通 じての周知 男女共同参画推進員の出前講座等を通じ てプランの内容の周知を図ります。	拡充	地域 家庭 各種団体 事業所	市民協働課		
140	○男女共同参画市民フォーラムの開催 男女共同参画市民フォーラムを開催し、意 識啓発とプランの周知に努めます。	継続	地域 家庭 各種団体 事業所	市民協働課	I-(1)-①	4
141	○各種団体・グループとの連携による周知 各種団体やグループと連携し、プランの 周知を図ります。	継続	行政	市民協働課		
142	○様々な広報手段(市広報、パンフレット、 ケーブルテレビ等)によるPR プランの概要版を作成し、各戸配布するほ か、市広報やパンフレット、ケーブルテレビ 、ホームページなどを通じて広くPRを行 います。	継続	行政	市民協働課		

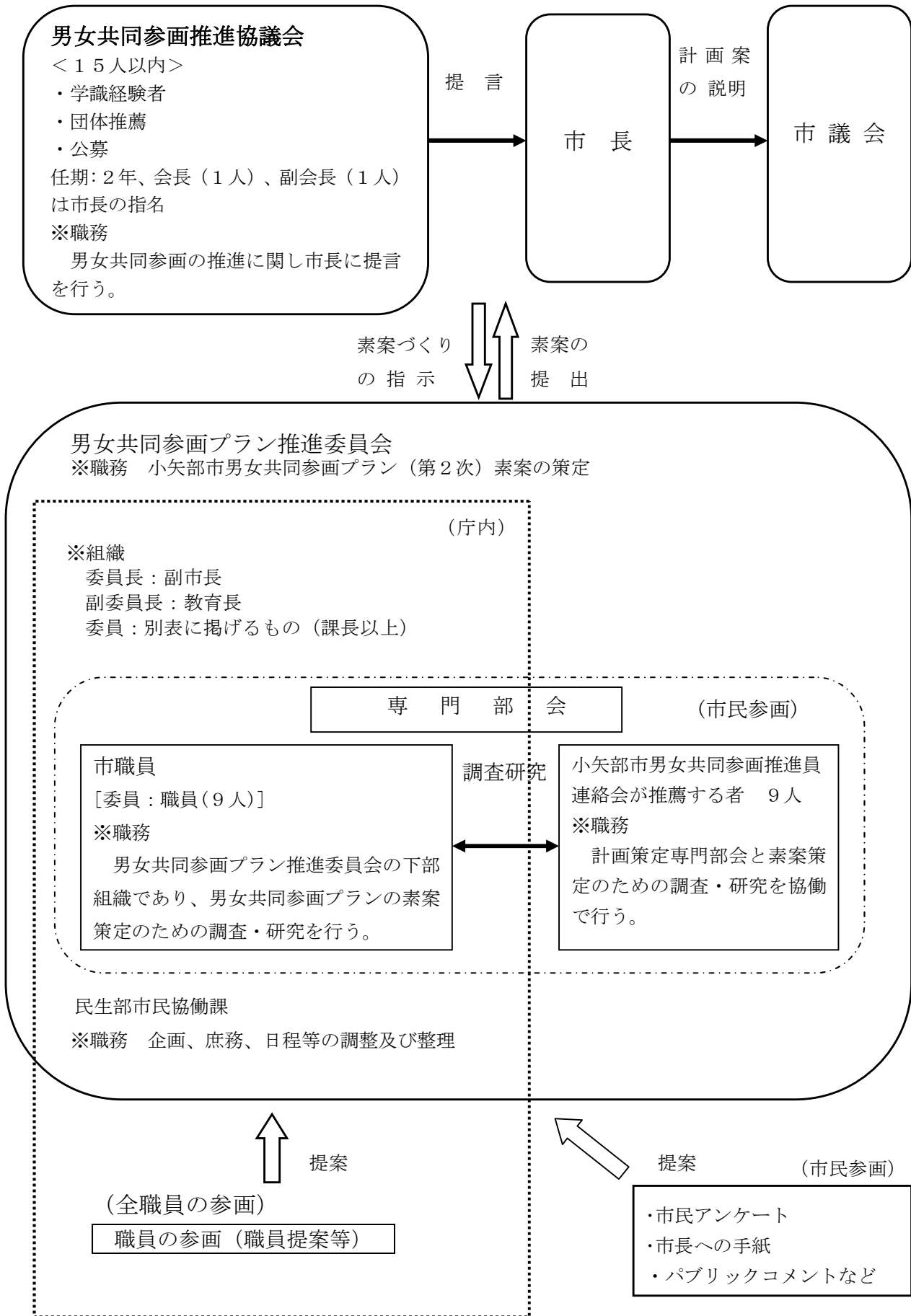
●計画関連成果指標一覧

基本目標	重点課題	項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
Ⅰ 自分らしさを尊重する意識・風土づくり	(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	11.1%	15%	市民協働課
		育児・介護・家事講座の男性参加者数	115人(H23)	150人	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課
	(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実	男女共同参画優良事例紹介(累積)	—	10件	市民協働課
		家庭生活で平等と感じている割合	25.0%	35%	市民協働課
		職場で平等と感じている割合	17.8%	22%	市民協働課
		学校教育の場で平等と感じている割合	48.9%	56%	市民協働課
		ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課
	(3) 意識改革への市民参画の推進	市男女共同参画推進員	33人	40人	市民協働課
		1%まちづくり事業件数	69件	75件	市民協働課
		協働のまちづくり講座受講者数	67人	70人	市民協働課
Ⅱ 場への政策・方針決定の男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	26.7%(H23)	40%	市民協働課
		女性委員がいない審議会等の数	5(H23)	0	総務課
		各審議会公募委員率	15.3%(H23)	20.0%	総務課
		行政における女性管理職の登用率	25.8%	26.5%	総務課
	(2) 女性の人材育成	人材リストの登録者数	—	50人	市民協働課
		協働のまちづくり講座女性受講者数	22人	30人	市民協働課
		市民教養講座女性登録者数	30人	45人	生涯学習文化課
Ⅲ 人権を擁護するしくみづくり	(1) 男女の人権尊重	人権啓発回数	3回(H23)	4回	市民協働課
		人権研修会の参加者数	251人(H23)	280人	市民協働課
	(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	DVIに関する相談件数	20件(H23)	20件	社会福祉課
		ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課
	(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援	体育施設の利用者数(延べ)	188,861人(H23)	195,000人	スポーツ課
		総合型地域スポーツクラブ会員数	1,890人	2,500人	スポーツ課
Ⅳ 男女の自立を促す環境づくり	(1) 家庭での男女共同参画の推進	放課後児童クラブ受入率	100%(H23)	100%	社会福祉課
		4か月児健診受診率	99.5%(H23)	100%	健康福祉課
		ファミリーサポートセンター利用件数	192件(H23)	250件	社会福祉課
		特別保育などの利用児童数			社会福祉課
		休日保育	161人(H23)	200人	
		一時保育	53人(H23)	80人	
		延長保育	139人(H23)	190人	
	病後児保育	81人(H23)	100人		
	(2) 仕事・職場での男女共同参画の推進	女性農業士の数	18人	20人	農林課
		(3) 地域での男女共同参画の推進	地域活動の場で平等と感じる割合	21.5%	25%
	要介護認定率		16.6%	19.8%	健康福祉課
	シルバー人材センター会員登録数		390人	472人	健康福祉課
ふれあいいいききサロン開催延べ回数	560回(H23)		580回	健康福祉課	
ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,760人(H23)		3,000人	社会福祉課	
Ⅴ 推進のプ	(3) プランの周知及び調査・研究の推進	男女共同参画市民フォーラム参加者数	150人(H23)	250人	市民協働課

# 資料編



### 小矢部市男女共同参画プラン（第2次）策定に関する組織



**小矢部市男女共同参画推進協議会設置要綱** (平成20年7月31日告示第42号)

(設置)

**第1条** 男女共同参画社会の実現に向けて、小矢部市男女共同参画プランを推進し、及びその進行管理等を行うため、小矢部市男女共同参画推進協議会（以下「参画推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 参画推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 小矢部市男女共同参画プランの進行管理に関する事。
- (2) 男女共同参画を推進する団体及び個人のネットワークの構築に関する事。
- (3) 男女共同参画推進員の活動支援に関する事。
- (4) その他男女共同参画の推進に関する事。

2 参画推進協議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 参画推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の推進について識見を有する者
- (2) 市内団体の代表者から推薦された者
- (3) 公募による者（20歳以上の小矢部市民に限る。）

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 参画推進協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、参画推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

**第6条** 会長は、参画推進協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

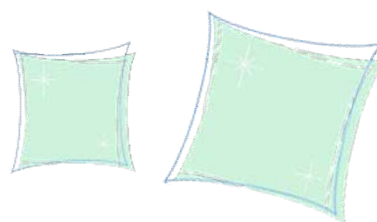
**第7条** 参画推進協議会の庶務は、市民協働課において行う。

(細則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、参画推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行する。



## 小矢部市男女共同参画推進協議会委員名簿

氏名	推薦団体等	備考
水牧 尚	小矢部市自治会連合会	会長
嶋田 幸恵	小矢部市女性団体連絡協議会	副会長
林 説則	小矢部市商工会	
村西 更新	小矢部市企業協会	
奥川 孝子	砺波人権擁護委員協議会小矢部地区委員会	
吉田由紀子	小矢部市小中学校校長会	
西尾 陽子	小矢部市PTA連絡協議会	
石畠 幹大	小矢部青年会議所	
新谷 幸子	小矢部市男女共同参画推進員連絡会	
片岸 まき	小矢部市家庭児童相談員	
河合千枝子	公募委員	
林 清則	公募委員	



## 小矢部市男女共同参画推進協議会経過一覧

	年 月 日	協 議 事 項	場 所
第 1 回	平成 24 年 11 月 21 日 (水)	(1)小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) 策 定について (2)小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) 素 案について (3)今後のスケジュールについて	小矢部市役所 特別会議室
第 2 回	平成 25 年 1 月 23 日 (水)	(1)小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) 素 案について (2)今後のスケジュールについて	小矢部市役所 第 2 委員会室
第 3 回	平成 25 年 2 月 28 日 (木)	(1)小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) の 素案について	小矢部市役所 特別会議室
	平成 25 年 3 月 5 日 (火)	「小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) の 素案」について (提言)	小矢部市役所 市長公室



水牧委員長、嶋田副委員長ほか協議会委員より市長へ提言  
(平成 25 年 3 月 5 日)



## 小矢部市男女共同参画プラン推進委員会設置規程

## (目的)

第1条 小矢部市における男女共同参画推進に関する施策について、庁内関係機関の緊密な連携を図るとともに、総合的、かつ効果的な対策を推進するため、小矢部市 男女共同参画プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 小矢部市男女共同参画プランの策定及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画行政の総合的推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策について、関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関すること。

## (組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、教育長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故 あるときはその職務を代行する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が主宰する。

## (専門部会)

第5条 委員長が必要と認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 前項の部会員は、小矢部市男女共同参画推進員及び関係職員の中から委員長が任命する。
- 3 部会は、その部門に属する事項について、調査研究及び審査し、その結果を推進委員会に報告しなければならない。

## (庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、民生部市民協働課において処理する。

## (細則)

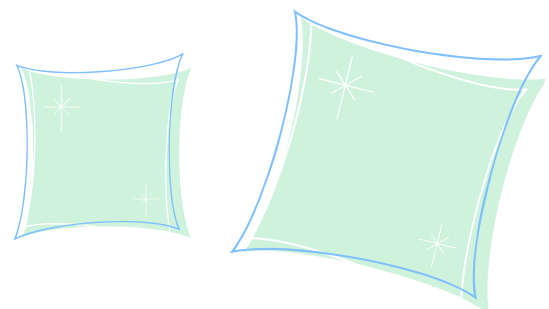
第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成24年7月2日から施行する。

## 別表

総務部長 産業建設部長 民生部長 企画室長 産業建設部次長 民生部次長 教育次長 企画政策課長 商工立地振興課長 総務課長 農林課長 健康福祉課長 社会福祉課長 教育総務課長 生涯学習文化課長 スポーツ課長



## 小矢部市男女共同参画プラン推進委員会委員名簿

	職	氏名
委員長	副市長	高畠 進一
副委員長	教育長	日光 久悦
委員	総務部長	松本 信明
委員	産業建設部長	野澤 敏夫
委員	民生部長	林 和宏
委員	企画室長	稲原 勉
委員	産業建設部次長	川原 幸雄
委員	民生部次長 (社会福祉課長)	吉川 哲二
委員	教育次長 (教育総務課長)	舟本 勇
委員	企画政策課長	山田 博章
委員	商工立地振興課長	砂川 靖春
委員	総務課長	石丸 和義
委員	農林課長	澁谷 純一
委員	健康福祉課長	貝淵 稔
委員	生涯学習文化課長	谷敷 秀次
委員	スポーツ課長	高木 利一

## 小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会名簿

部会	氏名	所属	備考
第1部会	岡田 昇	市男女共同参画推進員	第1部会部会長
	吉倉 千里	総務課	第1部会副部会長
	浅野 由美子	市男女共同参画推進員	
	谷崎 正則	市男女共同参画推進員	座長
	辻倉 美智子	市男女共同参画推進員	副座長
	古川 正樹	企画政策課	
	高木場 万里	教育総務課	
	沼田 智子	生涯学習文化課	
第2部会	林 智子	市男女共同参画推進員	第2部会部会長
	野沢 弘一	農林課	第2部会副部会長
	加賀谷 武志	市男女共同参画推進員	
	新谷 幸子	市男女共同参画推進員	
	石原 富士夫	市男女共同参画推進員	副座長
	沼田 純子	市男女共同参画推進員	
	森 通	商工立地振興課	
	島田 賀世恵	健康福祉課	
	橋本 里美	社会福祉課	
	林 伸恭	スポーツ課	

## 小矢部市男女共同参画プラン推進委員会経過一覧

	年月日	協議事項	場所
第1回	平成24年 8月21日(火)	(1)小矢部市男女共同参画プラン推進委員会の設置について (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)策定について (3)アンケート調査結果について (4)プラン進捗シート・新規施策シートについて	小矢部市役所 特別会議室
第2回	平成24年 11月12日(月)	(1)専門部会開催状況について (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)素案について (3)今後の予定について	小矢部市役所 特別会議室
第3回	平成24年 12月28日(金)	(1)小矢部市男女共同参画推進協議会会議の概要について (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)素案について (3)今後の予定について	小矢部市役所 特別会議室



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会

## 小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会経過一覧

	年月日	協議事項	場所
第1回	平成24年 9月5日(水)	<b>全体会議</b> (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)策定について (2)アンケート調査結果について	小矢部市役所 特別会議室
	平成24年 9月26日(水)	<b>部会ごとに協議(第1部会・第2部会)</b> (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)体系について	小矢部市役所 (第1部会:501会議室 第2部会:502会議室)
	平成24年 10月10日(水)	<b>部会ごとに協議(第1部会・第2部会)</b> (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)目標別計画について	小矢部市役所 (第1部会:特別会議室 第2部会:402会議室)
	平成24年 10月18日(木)	<b>部会ごとに協議(第2部会)</b> (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)目標別計画について	小矢部市役所 (第2部会:502会議室)
第2回	平成24年 10月24日(水)	<b>全体会議</b> (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)第3章 計画の内容(1.体系図 2.目標別計画) (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)第1章 計画の策定にあたって 第2章 計画の基本的考え方	小矢部市役所 特別会議室
第3回	平成24年 11月7日(水)	<b>全体会議</b> (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)第3章 計画の内容(1.体系図 2.目標別計画) (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)第1章 計画の策定にあたって 第2章 計画の基本的考え方	小矢部市役所 特別会議室
第4回	平成24年 11月28日(水)	<b>全体会議</b> (1)男女共同参画プラン推進委員会・男女共同参画協議会会議の概要 (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)体系図の一部見直しについて (3)実施事業における担当課意見について (4)成果指標について	小矢部市役所 特別会議室



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会全体会



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会第1部会



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会第2部会

# 男女共同参画社会基本法

〔平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号〕

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要が

ると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規

定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

## 附 則 [平成11年7月16日法律第102号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日[平成13年1月6日]から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 [略]

- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 1~10 [略]

11 男女共同参画審議会

12~58 [略]

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 [平成11年12月22日法律第160号抄]

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。[後 略]



## 富山県男女共同参画推進条例

(平成13年4月)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し)

第4条 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

(政策又は方針の立案及び決定への 男女の共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と社会における活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、

学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(男女の生涯にわたる健康の確保)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が生涯を通じて健康(身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。)であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び富山県の地域特性にかんがみ、男女共同参画の推進は、環日本海地域における取組を重視しつつ、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女の人権侵害の防止)

第12条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第13条 知事は、男女共同参画推進施策の総合的かつ

- 計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱
  - (2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ富山県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
- （県民及び事業者の理解を深めるための措置）
- 第14条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。
- （男女共同参画推進員制度）
- 第15条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及び普及その他の活動を行う男女共同参画推進員の制度を設けるものとする。
- （拠点施設の設置）
- 第16条 県は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。
- （県民及び事業者の申出）
- 第17条 知事は、県が実施する男女共同参画推進施策について、県民及び事業者から申出があった場合は、当該申出の適切な処理に努めるものとする。
- 2 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害に関し、県民からの相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。
- （調査研究）
- 第18条 県は、男女共同参画推進施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
- （市町村及び民間の団体に対する支援等）
- 第19条 県は、市町村が実施する男女共同参画推進施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措

- 置を講ずるように努めるものとする。
- 2 県は、個人及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する取組の奨励に努めるものとする。

### 第3章 富山県男女共同参画議会

（設置及び所掌事務）

- 第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属された事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項
- 2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- （組織等）

第21条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### 第4章 財政措置等

（財政上の措置等）

- 第22条 県は、男女共同参画推進施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- （年次報告）

- 第23条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。
- （規則への委任）

- 第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

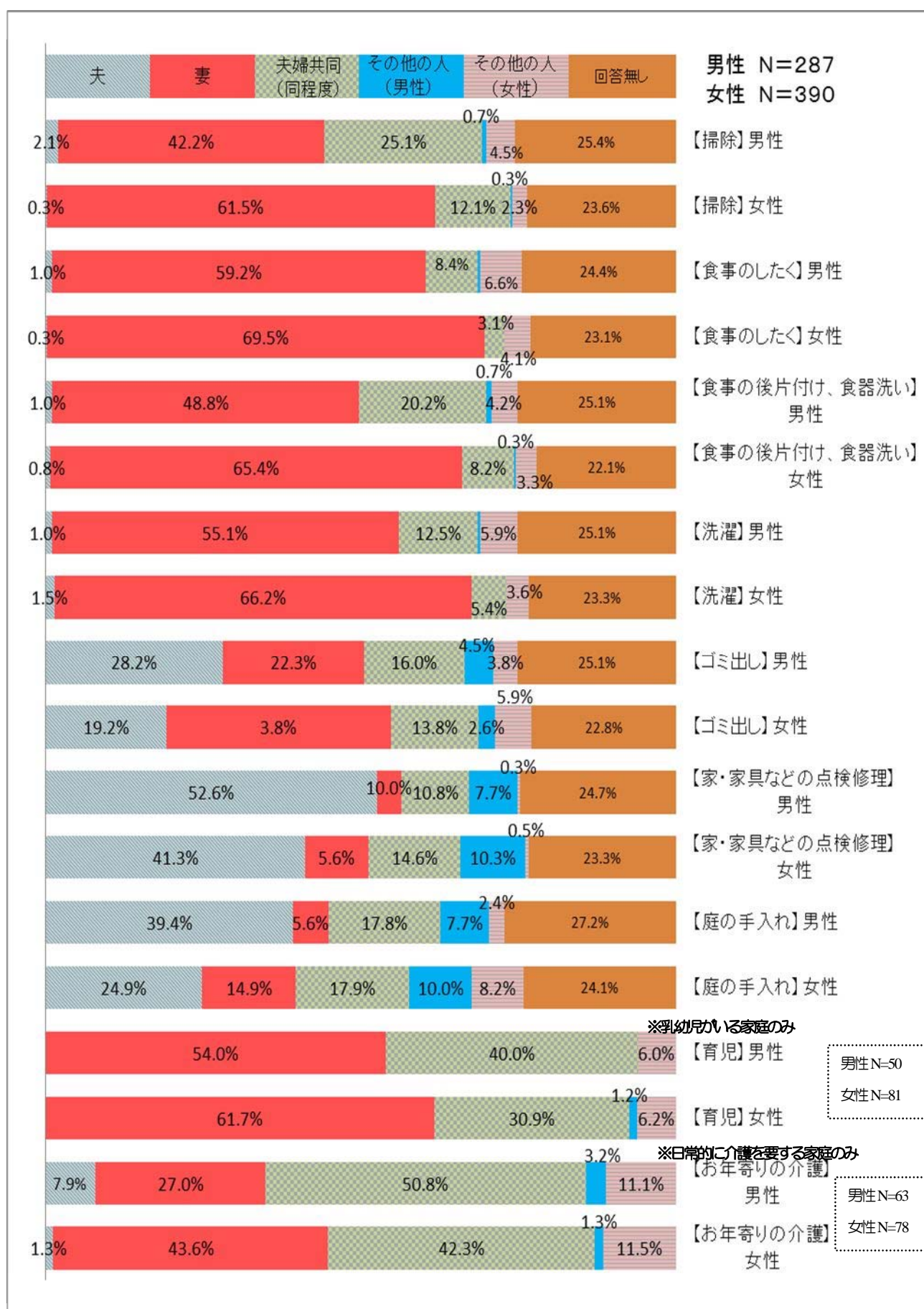
### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。





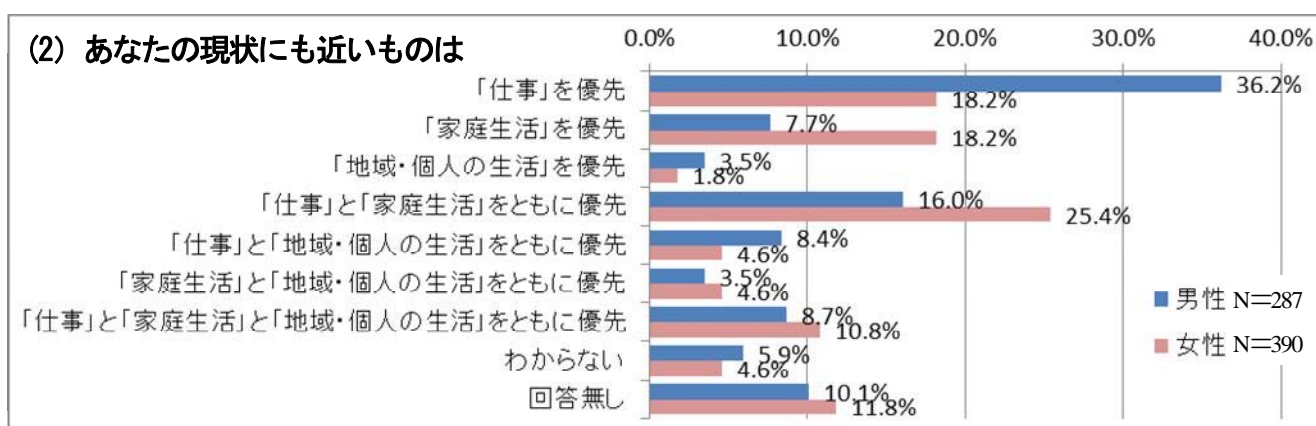
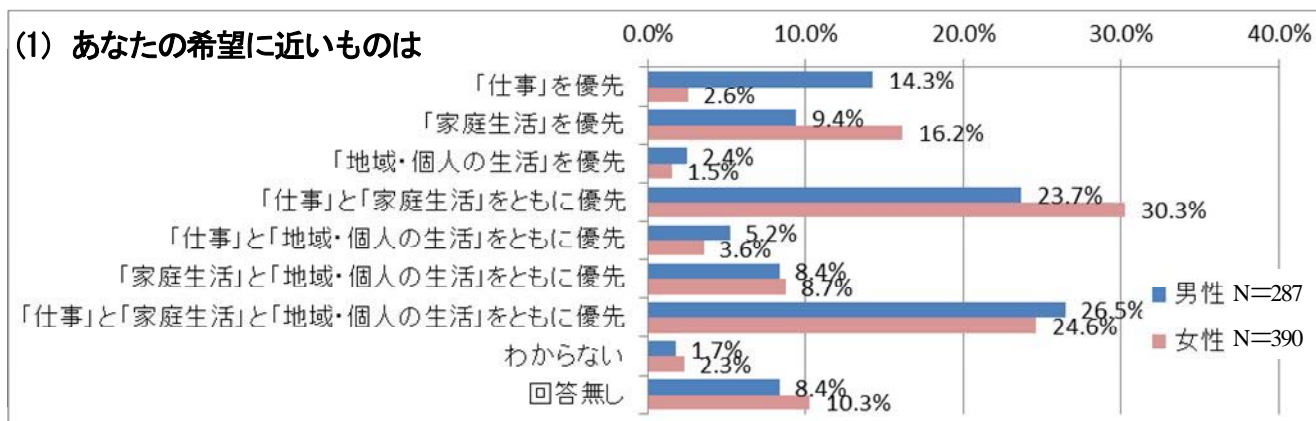
## 5 主に誰が分担していますか。(男女別回答)





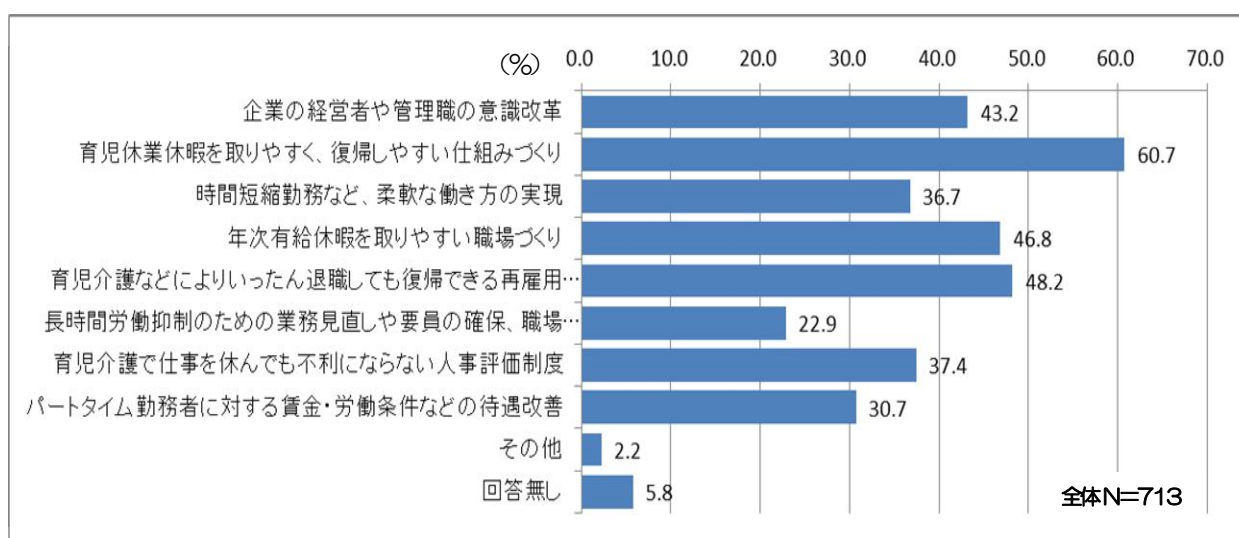
## ◆◆ 4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

## 8 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度について

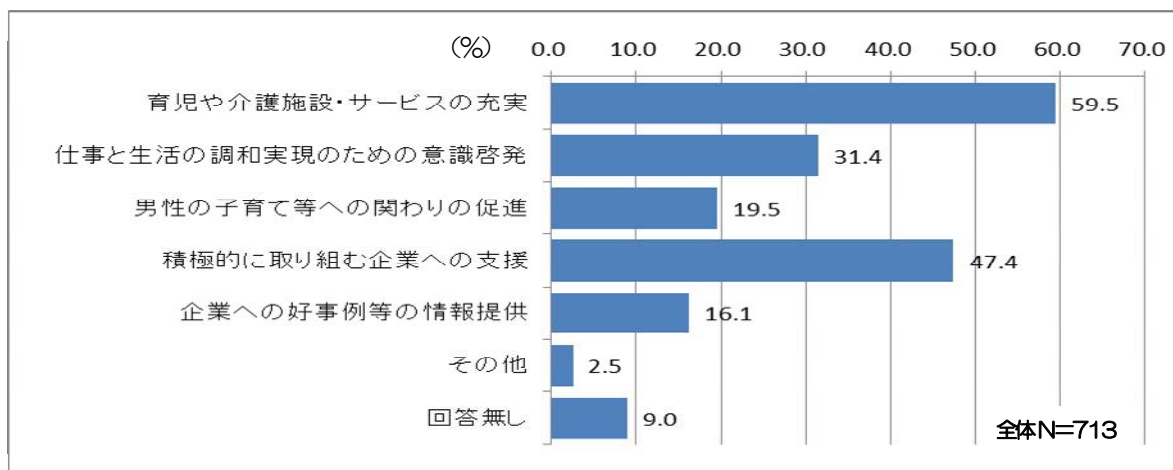


## 9 あなたは、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現された社会」に近づくためにはどのような取組が必要だと思いますか。（複数回答可）

## (1) 企業による取組

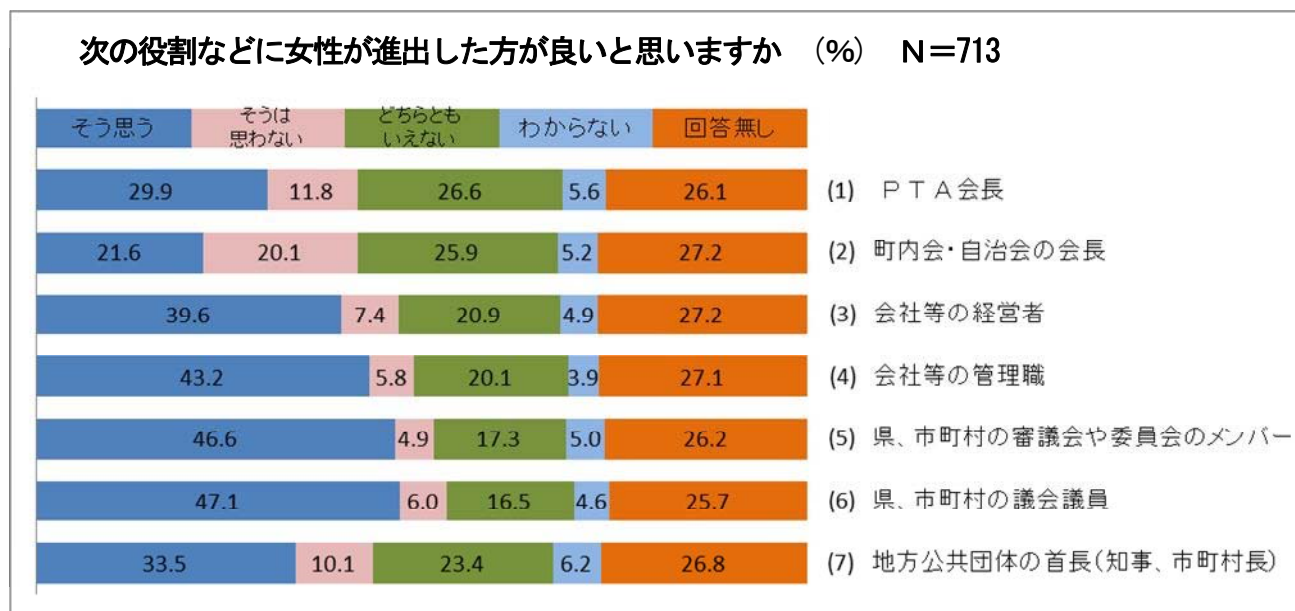


## (2) 行政による取組



## ◆◆ 5. 社会参加・地域 ◆◆

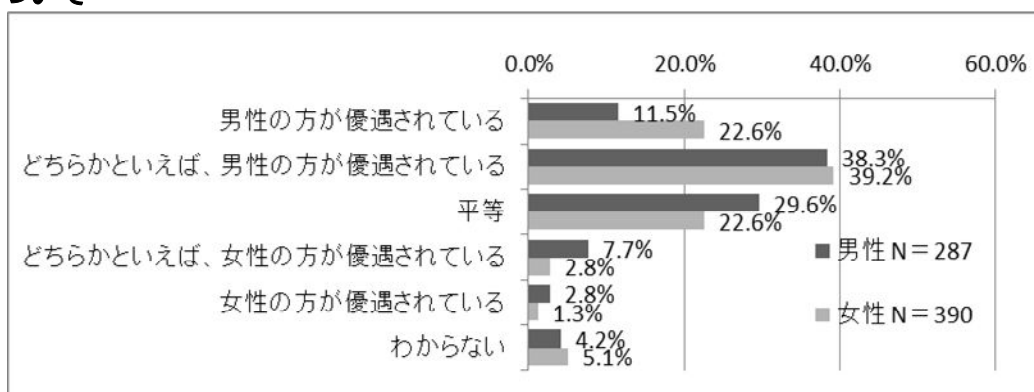
## 10 女性の進出について



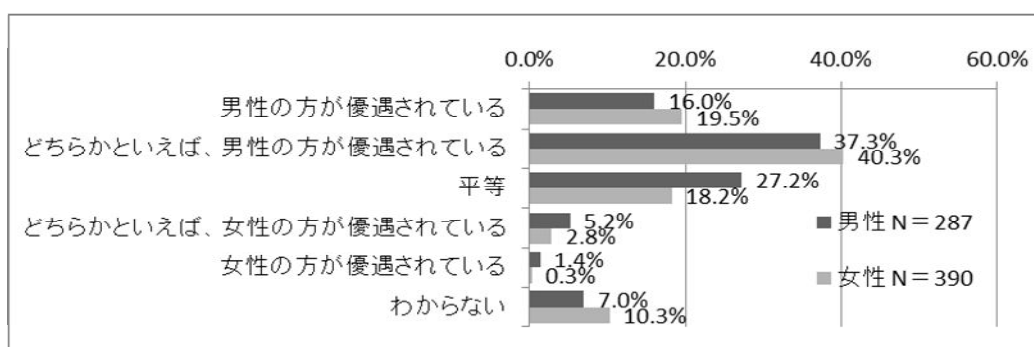
## ◆◆ 6. 平等意識について ◆◆

## 11 男女平等について

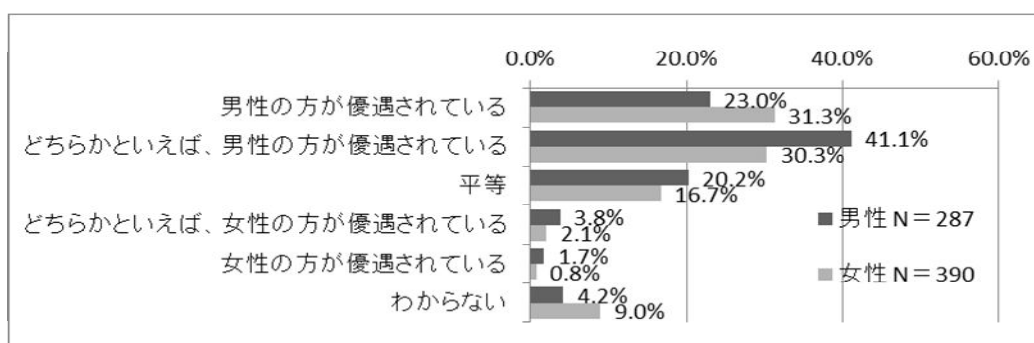
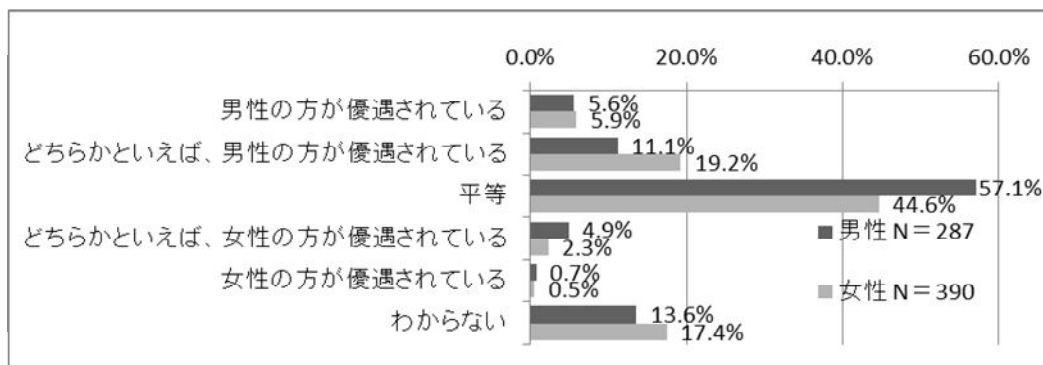
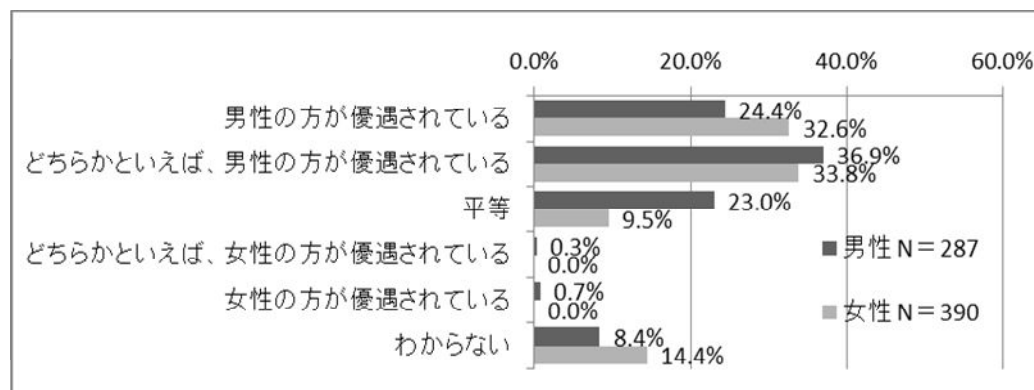
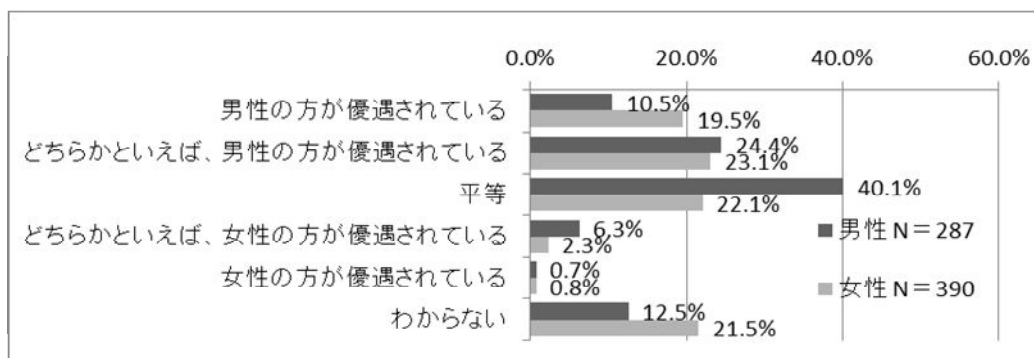
## (1) 家庭生活で

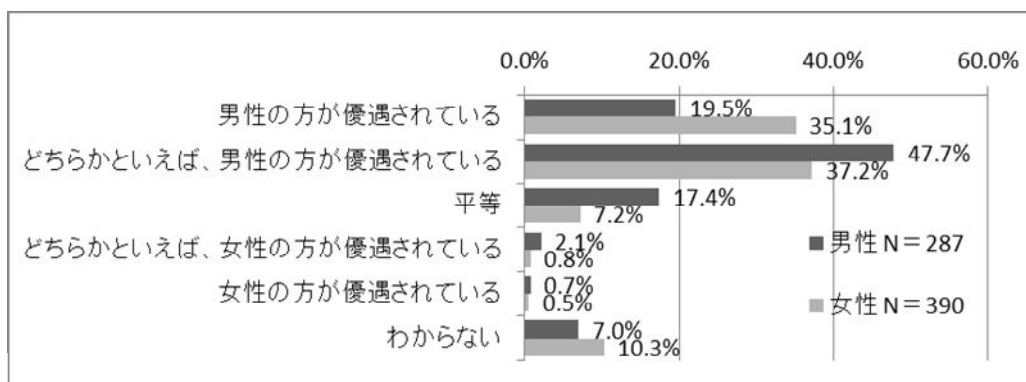




(2) 地域活動  
の場で

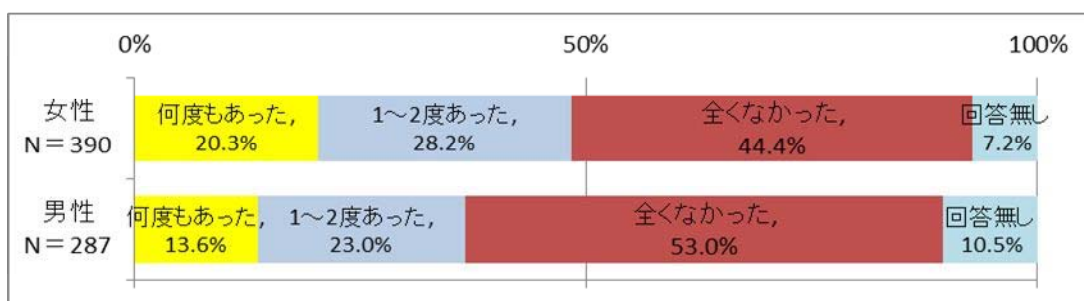
## (3) 職場で

(4) 学校教育  
の場で(5) 政治の  
場で(6) 法律や制度  
の上で

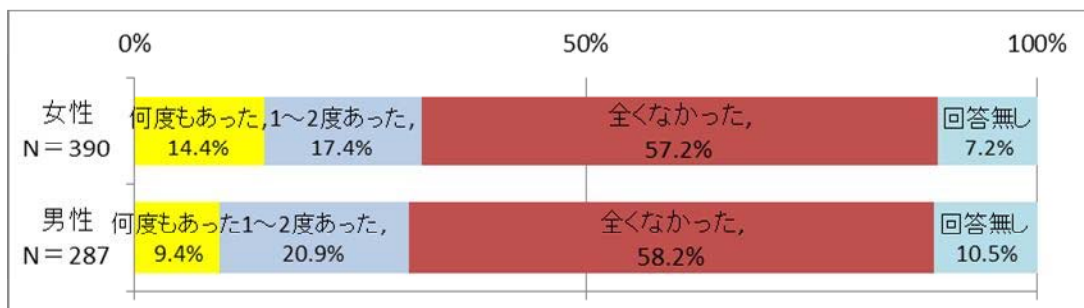
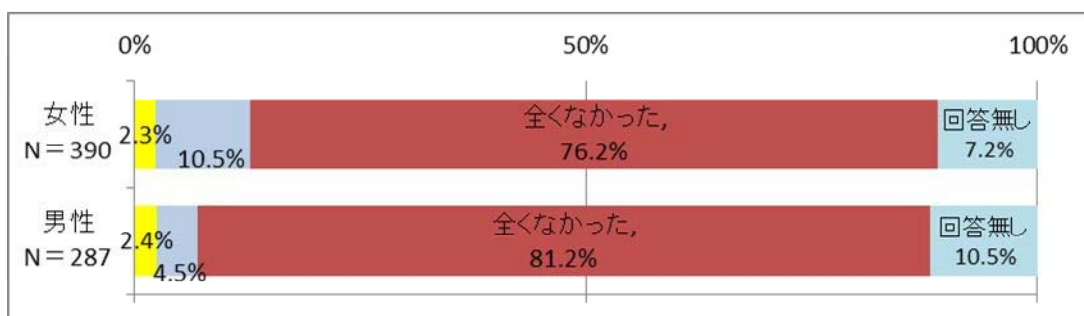
(7) 社会通念・  
習慣・しきたりなどで

## ◆◆ 7. DV（配偶者や恋人など親密な関係にある人からの「暴力」） ◆◆

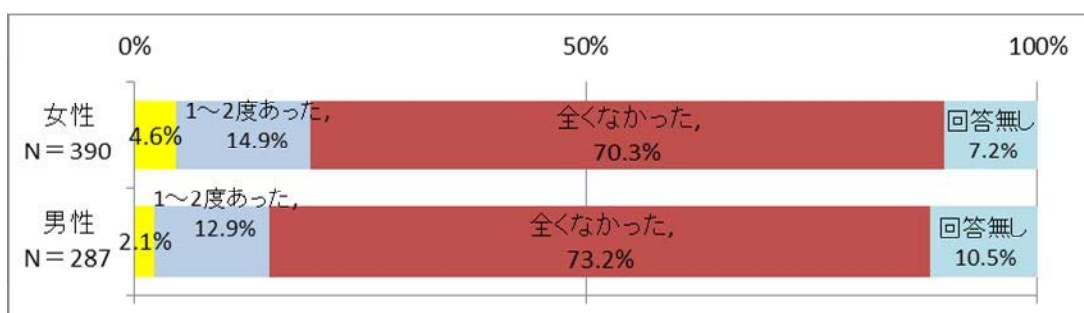
## 12 今までに配偶者（夫又は妻）や恋人から次のような暴力を受けたことがありますか。

(1) 大声で  
どなる

## (2) 汚い言葉や人格を否定するような言葉でののしる

(3) 足で  
ける

## (4) 物を投げつける





## 小矢部市男女共同参画プラン(第2次)

---

発行日 平成25年3月

発行 小矢部市

編集 小矢部市民生部市民協働課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

TEL 0766-67-1760(代)

FAX 0766-67-5520

ホームページ

<http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

---



富山県 小矢部市



小矢部市シンボルキャラクター  
メルギューくん メルモモちゃん